



し あわせな

ば しょ

た くさんつくろう

あったか しばた つながる 地域福祉プラン

第3期 新発田市地域福祉計画
第3期 新発田市地域福祉活動計画
新発田市成年後見制度利用促進基本計画
新発田市再犯防止推進計画

令和7（2025）年度～令和14（2032）年度

令和7年3月



新発田市



（地域福祉活動計画：  社会福祉法人新発田市社会福祉協議会）

はじめに

新発田市では、平成 29 年 3 月に第 2 期新発田市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり」を基本理念に地域の方々や市民団体、関係機関などと連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



この間にも、少子高齢化や人口減少が進んでおり、社会構造の変化により高齢者のみの世帯や核家族が増加しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症がもたらした生活様式の変化により、地域のつながりが一層希薄になり、ヤングケアラー、8050 問題等の地域課題が顕在化し、福祉のニーズは複雑かつ多様化しております。

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、重層的支援体制の整備促進などの取組を進めています。

このような状況を踏まえ、福祉の各分野の計画や施策の横断的な連携を図り、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を目指し本計画を策定しました。

また、関連する法律の改正・施行を受け、地域福祉に密接に関わる成年後見制度、再犯防止についても、一体的に定めました。

第 2 期計画に引き続き、市民・地域・行政が互いに連携しながら、計画に掲げる目標の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、地域福祉に関するアンケート調査等で貴重なご意見をいただきました皆様、策定にあたりご審議いただきました新発田市地域福祉（活動）計画策定委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

新発田市長 **二階堂 馨**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	4
3 地域福祉における地域の範囲	5
4 計画の法的根拠と位置付け	6
5 関連諸計画との関係	7
6 計画の期間	8
7 計画の策定体制	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	9
1 前期（第2期）計画における取組の振り返り.....	9
2 市の地域福祉をめぐる課題	9
第3章 計画の目指すところ	13
1 基本理念	13
2 基本目標と重点施策	13
3 計画の体系	15
4 包括的な支援について	17
第4章 施策の展開	19
基本目標1 地域のつながりを深め、支え合うまちに.....	19
基本目標2 次世代を育み、未来につなぐまちに.....	24
基本目標3 いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに.....	29
基本目標4 地域福祉の力で希望をつなぐまちに.....	33
基本目標5 安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに.....	37
第5章 権利擁護及び成年後見制度の利用促進.....	41
新発田市成年後見制度利用促進基本計画.....	41
1 計画策定の背景と目的	41
2 計画の位置付け	43
3 成年後見制度を取り巻く現状と課題	44
第6章 犯罪をした人等に対する再犯防止の支援.....	51
新発田市再犯防止推進計画	51
1 計画策定の背景と目的	51
2 計画の位置付け	53
3 再犯防止を取り巻く現状と課題	54
第7章 計画推進のために	61
1 各主体の役割	61
2 計画の周知及び普及啓発	61
3 計画の進行管理と評価	62
□□□ 成果目標 □□□	63
資料編.....	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで家族や地域のつながりで解決してきたことや解決できていたことが少子高齢化や核家族化の進行、地域住民同士の結びつきの希薄化等の加速に伴い、社会的孤立等として表面化してきました。また、ヤングケアラー、ダブルケア、8050 問題といった制度の狭間で支援が届きにくい等のケースや個人、世帯単位で様々な課題を抱えるケースも増えており、従来の制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では十分に対応しきれなくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の発生以降、経済的格差や社会的排除の問題が顕在化しました。人と接することが制限され、地域の助け合い等の活動は停滞を余儀なくされました。

このような現状に対応していくため、本市では「第2期 新発田市地域福祉（活動）計画」（計画期間：平成 29 年度～令和 6 年度）において、「新潟県健康福祉ビジョン」と連携を図りながら「地域共生社会」の実現に向け、地域や行政のつながりづくりに努め、関係者等の連携を一層進めてきました。

「第3期新発田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）は、こうした取組を一層進めるための設計図となるものです。本計画に基づき、これまで制度・分野ごとに実施してきた様々な施策を、関係者が連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会の構築を進めていきます。

加えて、近年は SDGs（持続可能な開発目標：SDGs: Sustainable Development Goals）について言及されることが多くなってきています。SDGs は、2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

日本国内でも SDGs に関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも SDGs が浸透してきました。国は平成 28（2016）年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などが地域福祉に特に関連の深いものであり、本計画の推進が SDGs の目標にも資するといえます。



出典：国際連合広報センター

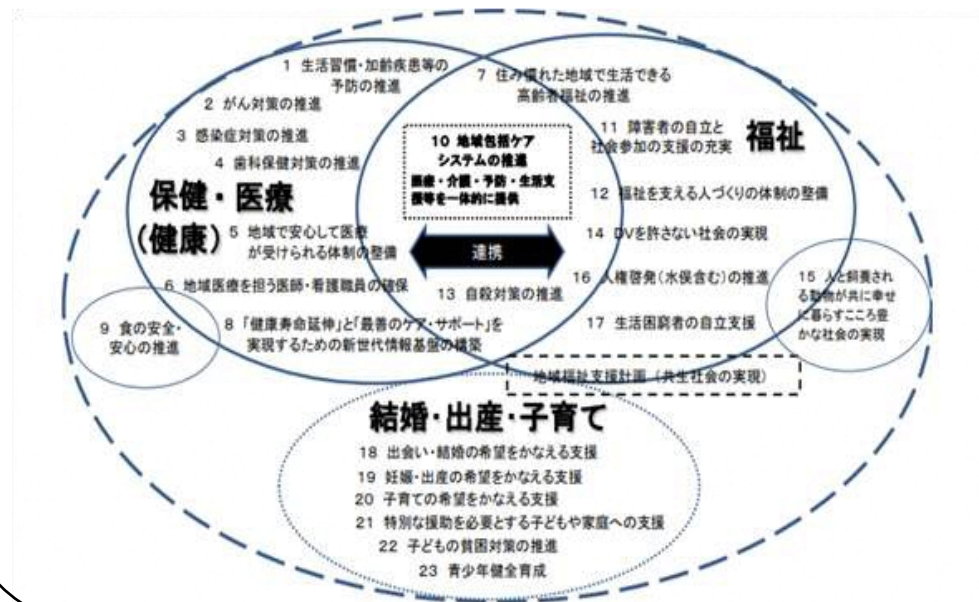
以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして「SDGs を踏まえた取組」を掲げ、本計画中の施策において SDGs を念頭に取り組んでいきます。

これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに「地域共生社会」の実現を目指し、当市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして、本計画を策定します。

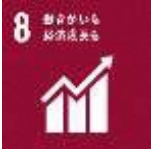
新潟県健康福祉ビジョンの概要

保健（健康）・福祉・医療等の各分野における横断的・重点的な取組の方向性を示し、プランと法定計画等をつなぐ保健福祉部の理念・方向・施策の体系としたもの

全体像（イメージ）

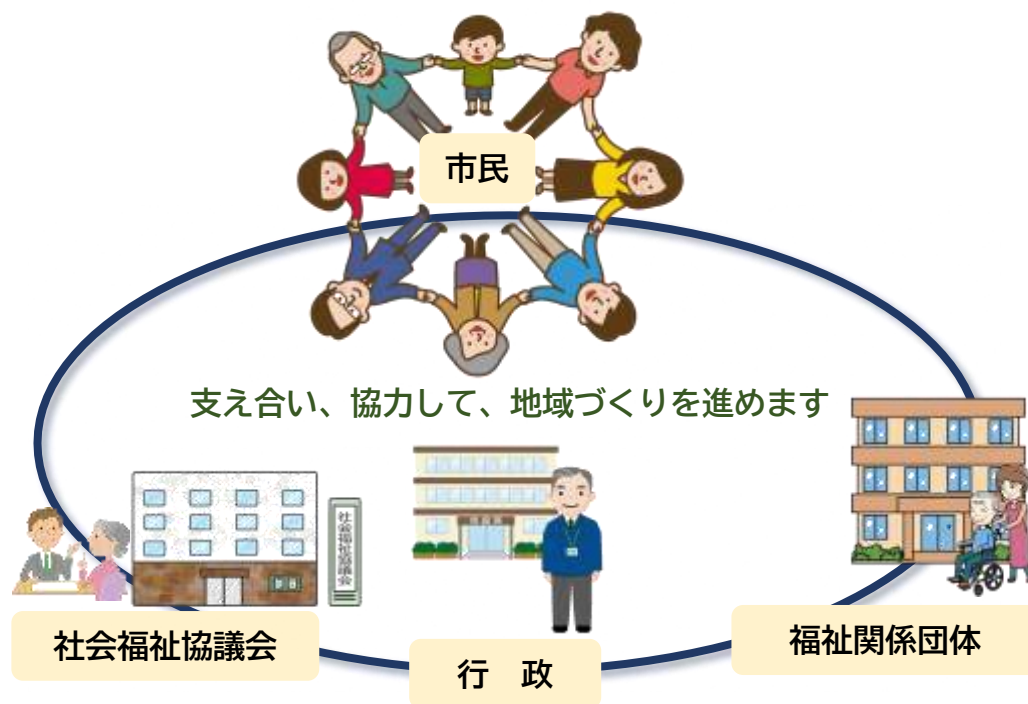


なお、SDGsのうち、地域共生社会の実現に向けた取組との関係性が特に深いものは、次のとおりです。

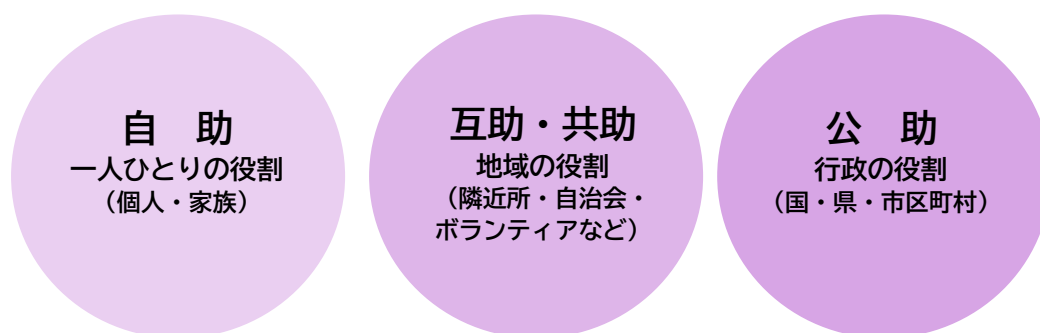
目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを図る
	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人々が、安心して暮らせるように、地域住民や公私の子社会福祉関係者などが協働して地域生活課題を解決するための関係づくりや活動を行うことです。地域の支え合いによる福祉ともいえます。



地域福祉を進める上では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくことが重要です。



3 地域福祉における地域の範囲

地域福祉を進めていく上で、「地域」の捉え方は、地域の課題や取組の大きさにより、その時々で異なります。

例えば、地域生活課題によっては、小規模な地域では解決が困難な場合もあれば、住んでいる場所にとらわれない助け合いや支え合いの活動もあります。

本計画における「地域」は、固定的、限定的なものと捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

新 発 田 市 全 域 及び

5地区（中央・南・西・東・北）の圏域

市全域を対象とした総合的な施策を企画・調整する範囲
【市全域を対象とした公的機関の相談・支援】

総合相談窓口や地域包括支援センター、福祉施設がある範囲
【総合的な相談と支援を実施】

学区（日常生活圏17地区）の圏域

住民自治活動の拠点施設がある範囲
【市民の地域福祉に関する情報交換・連携、
専門家による支援、活動計画の作成】

行政区・自治会の圏域

住民自治活動の拠点施設がある範囲

- 要援護者の見守り、防犯・防災活動
- 民生委員・児童委員活動
- ふれあい・いきいきサロン等の日常的支援の実施
- 地域を基盤にしたグループ活動

4 計画の法的根拠と位置付け

(1) 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する計画となっています。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを目的としています。

また、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉の上位計画に位置付けられています。

◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の位置付けと「地域福祉活動計画」の関係性

本計画は、新発田市まちづくり総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」と連携・協力を図ります。

なお、地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進のため、市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として『地域共生社会づくり』を目指すための「理念」と「しくみ」を作る計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

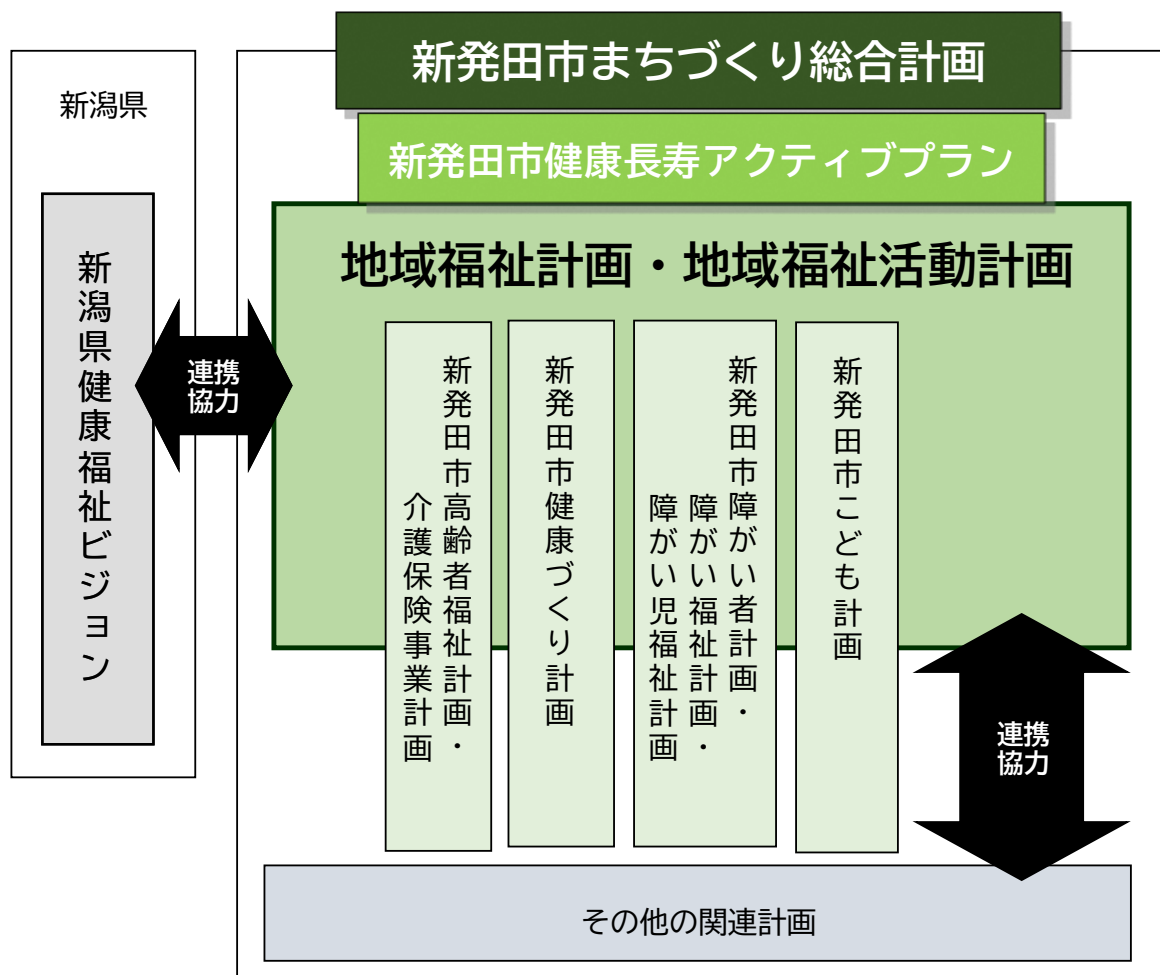
地域福祉を進める上での市全体の「理念」や「しくみ」をつくる計画が『地域福祉計画』であり、それを実現、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動指針のひとつとして『地域福祉活動計画』を定めています。

当市では、両計画において地域課題を共有し、双方が補強、補完しながら連携した事業を展開していくために、一体的な計画として策定します。

加えて、本計画は、地域に暮らす一人一人の尊厳を守り、安心安全な暮らしを支える環境づくりや犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるような社会体制を推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める『成年後見制度利用促進基本計画』と『再犯防止推進計画』を包含するものです。

5 関連諸計画との関係

施策の展開は、「新発田市まちづくり総合計画」をはじめ、「新発田市健康長寿アクティブプラン」や「新発田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「新発田市健康づくり計画」、「新発田市障がい者計画・新発田市障がい福祉計画・新発田市障がい児福祉計画」、「新発田市子ども・子育て支援事業計画」その他の保健福祉や関連分野における各計画と特に整合性を図りながら推進していきます。



6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間です。

計画の名称	～令和6年度 （～2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）
新発田市 まちづくり総合計画	基本構想・基本計画 令和6（2024）年度～令和13（2031）年度				
新発田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期 平成29年 度 ～令和6 年度	第3期 令和7年度～令和14年度			
計画の名称	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）	令和13年度 （2031年度）	令和14年度 （2032年度）	令和15年度 （2033年度）
新発田市 まちづくり総合計画	基本構想・基本計画			次期計画	
新発田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期 令和7年度～令和14年度				次期 計画

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及び相談支援機関等アンケート、パブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、新発田市地域福祉（活動）計画策定委員会及び庁内検討委員会において、検討・調整を図りました。

（1）市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の男女2,500人を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）相談支援機関等アンケート調査

相談支援における全般的な課題や組織間の連携等について、計画策定の資料とするため、市内の相談機関等15カ所を対象にアンケート調査を実施しました。

（3）新発田市地域福祉（活動）計画策定委員会

地域福祉計画を策定・推進するため、学識経験者、保健医療機関、福祉関係機関などの代表者などを委員とする新発田市地域福祉（活動）計画策定委員会を設置し、本計画について審議を行いました。

（4）新発田市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 前期（第2期）計画における取組の振り返り

第2期計画の期間である平成29年度から令和6年度においては、地域での課題解決に向けた取組を通じて、各分野での地域交流の機会づくりや居場所づくりなどが進んでいました。しかし、コロナ禍により活動が停滞し、地域で交流を持つ市民や近所づきあいがある市民は増えていない状況があります。

今後は、自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の多様な主体による課題解決に向けた活動を拡充するとともに、コロナ禍による生活様式の変化や市民の意識・ニーズなどを踏まえ、交流の機会や居場所づくり、拠点整備などを分野横断的かつ重層的（市全体レベル・地域レベル）に進める必要があります。

一方、地域や団体等では、担い手・リーダーが不足し、担い手の負担の増加による負のスパイラルが続いています。分野横断的な多様な人材の発掘・育成による「新たな担い手・リーダー等の確保」と、担い手の課題を踏まえた具体的な対策による「活動しやすい環境づくり」を進め、負のスパイラルからの脱却を図る必要があります。

また、各分野での相談機能の向上、連携体制の構築は進んでいますが、複雑・多様化する課題については、既存の連携システム等の積極的な運用とともに、多分野・多機関連携を目指した新たな協働のネットワークづくりが求められています。

地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なるため、今後、人口減少や高齢化などが進む中で、権利擁護支援体制の構築や災害対策を含めて、自助と公助の充実、共助による地域ぐるみの取組、体制づくりが重要となり、課題解決力の基盤となる地縁組織や支え合い活動等の活性化が喫緊の課題となっています。

2 市の地域福祉をめぐる課題

新発田市の統計データや各種アンケート調査、前期（第2期）計画の取組の振り返り等から、当市の今後の主な課題を整理しました。

（1）人口減少と高齢化への対応

本市の人口は令和6（2024）年11月末日時点で91,808人となっており、減少が続いています。65歳以上の高齢者人口は33.6%を占め、全国平均（29.1%）を上回る水準です。また、自然動態においては死亡数が出生数を大きく上回り、令和5（2023）年には1,015人の減少がみられました。加えて、社会動態では転出者数が転入者数を上回る状況が続き、同年には255人の減少となっています。高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域で高齢者を支える仕組みの整備が急務となっています。

(2) 出生率の低下と子育て環境の改善

当市の合計特殊出生率は令和5（2023）年時点で1.27と、国や県平均を上回るものの低下傾向にあり、入園児童数も過去4年間で約12%の減少や若年層の市外への転出など少子化の進行が顕著です。子育て支援施策の一層の充実を図りながら、切れ目のない相談支援と地域交流できる地域づくりに取り組み、より子育て世代が地域で安心して生活し、定着できる環境整備が重要です。

(3) 交通の利便性向上と買い物弱者への支援

市民アンケート調査では、交通の利便性に対する声が多くあげられており、特に公共交通機関が限られている地域では移動手段の確保が課題となっています。高齢者や運転免許返納者など交通弱者が、買い物や通院などの面で不便を抱えており、生活の質への影響が懸念されます。買い物弱者の増加もみられ、生活必需品を購入できる場所へのアクセスの確保が求められます。

(4) 空き家利活用の促進と地域資源の再生

当市でも空き家の増加により、地域の景観や防犯面等の課題が顕在化しています。適切に管理されていない空き家は、地域の魅力低下の一因となり、さらなる人口流出を招く可能性があります。一方で、適切な利活用を通じて地域資源として再生する余地があるため、空き家対策の促進が重要です。

(5) 地域交流の促進と居場所づくり

地域の居場所づくりとして、様々な地域団体が主体のふれあい・いきいきサロンやときめき週1クラブは、自治会など地縁組織が主体となり、市内122カ所において市や社会福祉協議会と協働で実施しています。一方、これらの地域の居場所を約半数の市民が「知らない」と回答しており、その認知度の低さが課題です。住民同士のつながりが希薄化しており、孤立する住民の増加が懸念されます。継続して、地域交流や支え合いを促進するための地域の居場所づくりが必要です。

(6) 地域福祉活動の拡充

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、消費者被害、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しています。各地域では民生委員・児童委員や自治会、ボランティア等が主体となって、子どもや高齢者などの見守り活動に取り組んでいますが、地域で支え合える仕組みのさらなる整備と、共に生きる力を育む「福祉的視点」の拡がりが必要です。

(7) 地域福祉活動の担い手不足と認知度向上

民生委員や児童委員は令和5（2023）年度に延べ27,184日活動しているものの、その活動内容に対する市民の認知度が低い状況です。また、民生委員・児童委員をはじめ、自治会などの地縁組織においても担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、活動の継続性が危ぶまれています。

(8) 生活困窮者支援の充実

市民アンケート調査では、生活困窮者への就労支援が有効な支援策としてあげられていますが、地域住民の支援意欲は高いものの、実際の活動に参加するハードルが高いため、支援策が十分に浸透していない状況がうかがえます。生活困窮者を包括的に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

(9) 災害時の協力体制の整備と訓練の充実

災害時における住民同士の協力意欲の醸成は、自主防災組織や避難所運営委員会、災害ボランティアなどの地域防災活動において一定程度見受けられますが、実際の災害を想定するとまだ十分に整備されているとはいえない状況です。さらに、災害に備えた世帯ごとの防災対策も十分とはいえない状況であるため、住民の更なる防災意識の向上が課題となっています。

(10) 包括的相談支援体制の構築

相談支援機関等アンケートでは、専門外の相談対応が行われている状況が確認され、高齢者や障がいのある人、子ども等の支援機関の分野横断的な連携を強化する必要があります。特に8050問題など複数の課題を抱える世帯への対応が難しい状況であり、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

(11) 福祉情報提供の多様化

福祉情報は主に紙媒体に依存しており、デジタル媒体の利用が少ない状況です。高齢者や障がいのある人など情報アクセスに制約がある層への情報提供が十分でなく、多様な手段を用いた情報発信が求められます。

(12) コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割強化

相談支援機関等アンケートでは、現時点でコミュニティソーシャルワーカーは配置されておらず、「制度の狭間にある住民」への支援が不十分であることが課題です。新たな社会資源の開発や、住民と福祉サービスをつなぐ役割を果たす人材育成の必要性が高まっています。

(13) 再犯防止支援の認知度向上と地域支援体制の整備

再犯防止に関連する施設や団体の認知度が低く、地域住民の協力意識も十分とは言えません。地域全体での支援体制を構築し、再犯防止を目的とした活動の理解を広げる必要があります。

(14) 成年後見制度の普及と利用促進

成年後見制度について、利用方法や内容への理解が不足しており、特に親族以外の後見人を選択するケースが少ない現状です。制度の普及とともに、中核機関の体制整備や市民後見人の活用促進が課題となっています。

(15) 専門性の高い人材の育成と確保

地域福祉活動や相談支援に対応する専門的な人材が不足しており、育成が求められています。特に、複雑・多様化した課題に対応できる幅広い知識とスキルを持つ人材の確保、分野を横断した相談支援機関のネットワーク化が課題です。

第3章 計画の目指すところ

1 基本理念

近年の地域福祉を取り巻く国及び県の動向、当市の現状を踏まえて、第3期新発田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を次のように定めます。

**すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、
安心して暮らせる福祉の地域づくり**

第2期計画では、「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。

また、統計データやアンケート調査結果、第2期計画の評価結果から、少子高齢化の進展など社会情勢が変化していること、人々の意識や価値観が多様化していること、また、それによって人や世帯、地域が抱える課題が多岐にわたることなどが明らかとなりました。

福祉ニーズは増大し、複雑・多様化する一方で、これまで地域福祉を支えてきた人材は不足し、人々の地域づくりの主体としての関わりも弱くなっています。また、地域の人々の交流が少なく、それによりつながりも薄れてきています。そのような状況の中、日常生活は維持できても、災害などの緊急時や高齢になったときの生活に不安を覚える人が多くいます。

これら当市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、引き続き「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり」を基本理念として、地域福祉を推進します。すべての市民が、支え合いのまちをともに育むことを共通の価値としつつ、その実現に向けては一人一人が笑顔の中に生まれ、その人らしく健康で自立した生活を送り、生きること喜びを見出していけることを基本的な考えとしています。

《基本的視点》

- 1 地域の個性を生かした住民主体によるまちづくり
- 2 地域住民と行政のパートナーシップに基づく地域課題への取組
- 3 だれもが健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり
- 4 災害・犯罪に対し安心して住めるまちづくり
- 5 利用者の立場を尊重した福祉サービスの量と質の確保

2 基本目標と重点施策

本計画では、第2章でまとめた地域福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり」の実現に向け、5つの基本目標と16の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。

基本目標1 地域のつながりを深め、支え合うまちに

住民主体による支え合い体制の構築と推進を図り、地域内のつながりを強化します。

住民、民間団体、行政が相互に連携し、協働関係を築くことで、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人なども含めたすべての住民が地域の「居場所」や「つながり」、「役割」を持てるように取り組みます。

- 重点施策1 住民主体による支え合い体制の構築と推進
- 重点施策2 住民、民間団体、行政相互の連携や協働関係の構築
- 重点施策3 ひとり暮らし高齢者、障がい者などを含めた地域住民の「地域の居場所」「つながり」「役割」の充実

基本目標2 次世代を育み、未来につなぐまちに

地域での子育て支援のための体制づくりを進めるとともに、地域、民間事業者、行政の連携・協力体制を整備します。

さらに、楽しく集える場所や三世代交流の場を設け、人材育成につながるネットワークの構築にも努め、次世代が安心して成長できる環境を整えます。

- 重点施策1 地域での子育て支援のための体制づくり
- 重点施策2 地域、民間事業者及び行政の連携・協力体制の整備
- 重点施策3 楽しく集うための場所や交流の場の設置や三世代交流事業の推進
- 重点施策4 人材育成につながるネットワークの仕組みづくり

基本目標3 いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに

新たな生きがいや社会参加のきっかけを提供し、こころと体の健康づくりや介護予防に努めます。

障がいのある人などの自立と社会参加を促進し、誰もがいきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちを目指します。

- 重点施策1 新たな生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりの実施
- 重点施策2 こころと体の健康づくりと介護予防
- 重点施策3 障がい者などの自立と社会参加の促進

基本目標4 地域福祉の力で希望をつなぐまちに

利用者の多様なニーズに応える情報の発信・提供を行い、住民同士が気軽に相談できる支え合いの仕組みを構築します。

介護や福祉サービスの量と質を確保し、地域福祉の力で希望あふれる地域づくりを進めます。

- 重点施策1 利用者の様々なニーズに対応した情報の発信及び提供
- 重点施策2 地域において住民同士が気軽に相談できる支え合いの仕組みづくり
- 重点施策3 介護、福祉サービス等の量と質の確保

基本目標5 安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに

災害などの緊急時に備えた地域の支え合いの仕組みを構築し、防災・防犯情報の提供や、道路の段差解消などのバリアフリー化を進め、安全で安心なまちづくりに取り組みます。

- 重点施策1 災害等に備えた地域の支え合いの仕組みづくり
- 重点施策2 防災・防犯情報の提供
- 重点施策3 道路の段差などのバリアフリー化

3 計画の体系

基本目標ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える「重点施策」を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

基本目標である「地域のつながりを深め、支え合うまちに」「次世代を育み、未来につなぐまちに」「いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに」「地域福祉の力で希望をつなぐまちに」「安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに」を5つの柱として、次頁に本計画の体系図を示します。

【本計画の体系図】

将来都市像

住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた

基本理念	基本目標	重点施策	根拠法
すべての市民が住みなれた地域とともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり	1 地域のつながりを深め、 支え合うまちに	1-1 住民主体による支え合い体制の構築と推進 1-2 住民、民間団体、行政相互の連携や 協働関係の構築 1-3 ひとり暮らし高齢者、障がい者などを含めた 地域住民の「地域の居場所」「つながり」 「役割」の充実	社会福祉法
	2 次世代を育み、 未来につなぐまちに	2-1 地域での子育て支援のための体制づくり 2-2 地域、民間事業者及び行政の連携・ 協力体制の整備 2-3 楽しく集うための場所や交流の場の設置や 三世代交流事業の推進 2-4 人材育成につながるネットワークの 仕組みづくり	
	3 いきいきと 暮らし続けられる 健康長寿のまちに	3-1 新たな生きがいづくりや社会参加の きっかけづくりの実施 3-2 こころと体の健康づくりと介護予防 3-3 障がい者などの自立と社会参加の促進	
	4 地域福祉の力で 希望をつなぐまちに	4-1 利用者の様々なニーズに対応した 情報の発信及び提供 4-2 地域において住民同士が気軽に相談できる 支え合いの仕組みづくり 4-3 介護、福祉サービス等の量と質の確保	
	5 安全で安心な 暮らしを支える 地域福祉のまちに	5-1 災害等に備えた地域の支えあいの 仕組みづくり 5-2 防災・防犯情報の提供 5-3 道路の段差などのバリアフリー化	

4 包括的な支援について

(1) 背景

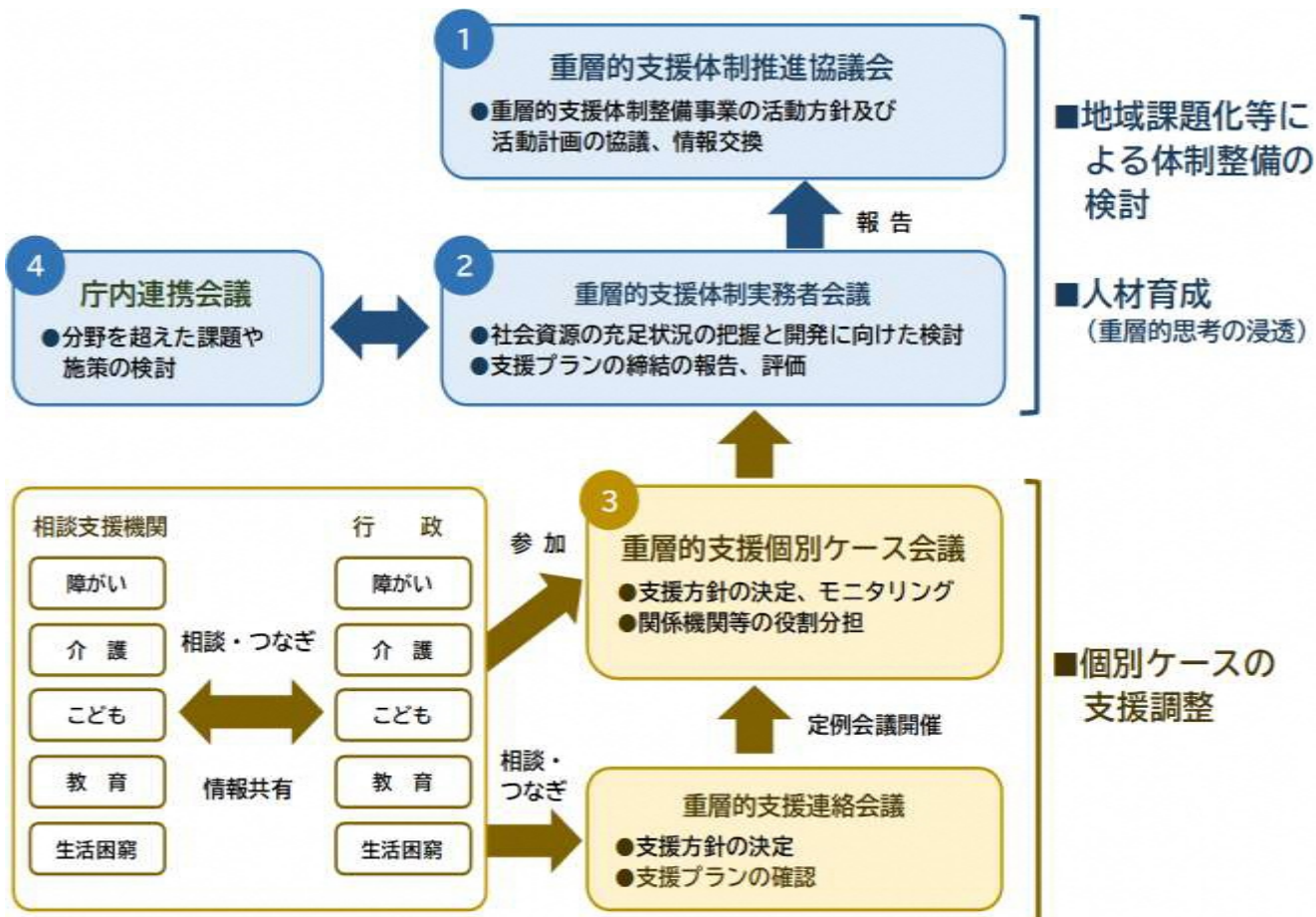
人口構造の変化を背景に家族機能の脆弱化が進み、さらに団塊の世代が後期高齢者になる時期を迎え、8050問題など、複数の課題が同一の家庭内に存在し、ひとりの専門職だけでは、対応しきれないケースが増加しています。

また、市民アンケート調査からは、相談しやすい窓口の充実や地域における様々な課題に対する支え合いの仕組みづくりの必要性が確認され、包括的な支援体制の構築が求められています。

(2) 市の取組

現在、高齢者や障がいのある人、子どもに関わる専門的な相談については、それぞれ別の施設にある窓口で相談に応じていますが、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられるよう、庁内外の連携や情報共有を強化していく必要があることから、地域とのつながりづくりを進め、公的な支援と地域の支え合いによる支援が重層的に機能する包括的な支援体制の構築を目指し、先進地を参考に庁内外の連携体制の構築を検討します。

《庁内外連携の体制イメージ図》



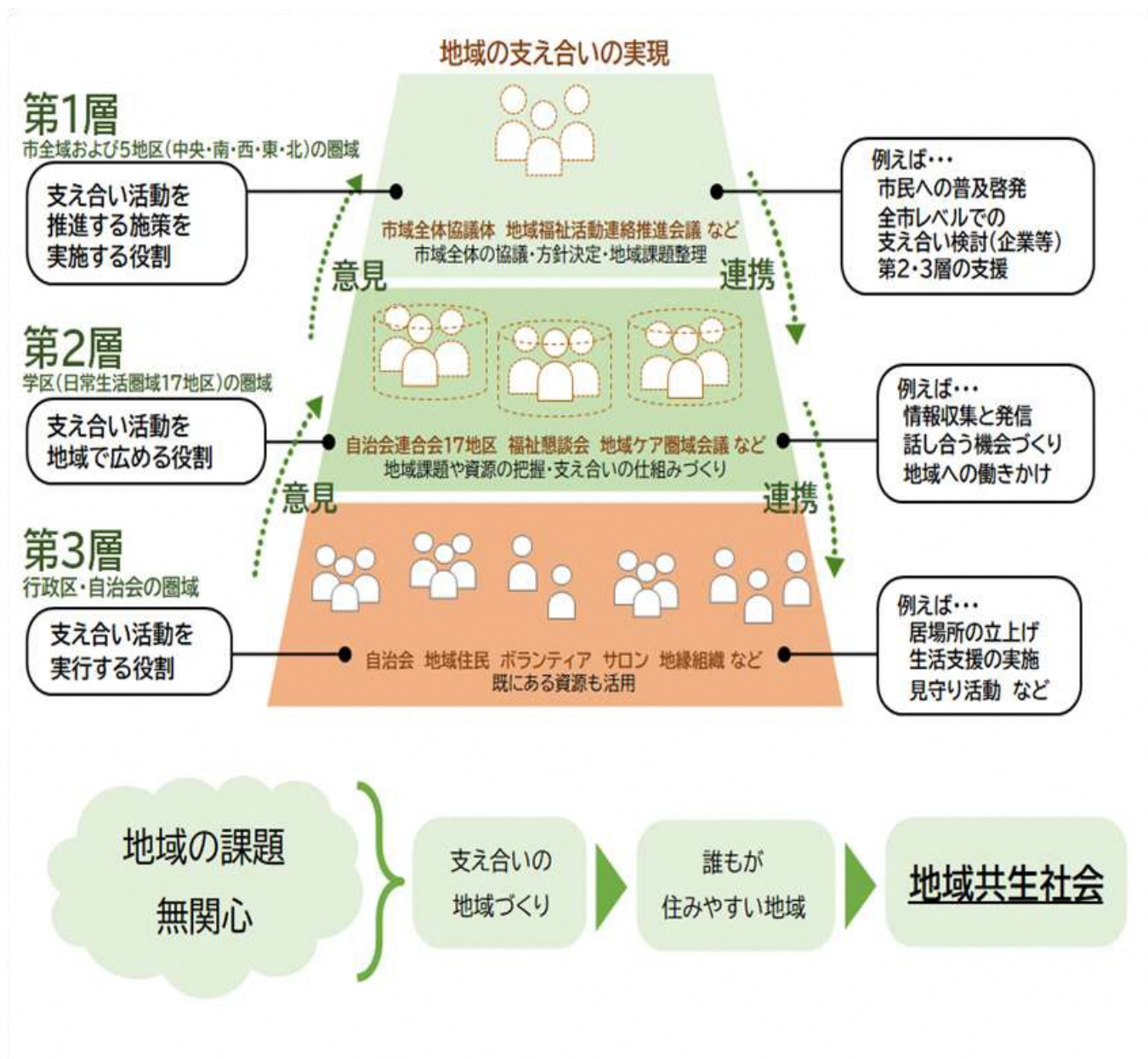
(3) 新発田市社会福祉協議会における取組

地域福祉を担う中核団体として、市民が住み慣れた地域で安心して普段の暮らしを幸せに過ごし続けられるよう、行政をはじめあらゆる団体等と連携協働し、地域の課題や市民の困りごとに寄り添い、ともに生きる豊かな地域づくりを推進します。

地域のつながりづくりや支え合いの推進については、社会福祉協議会の地区担当職員による地域課題の把握、関係者のネットワーク化、市民主体の地域活動の活発化等を支援します。

《地域の支え合いイメージ図》

地域住民の様々な生活課題の解決に向けて、地域主体の支え合いの仕組みづくり（＝福祉の地域づくり）を一層推進します。



第4章 施策の展開

基本目標1 地域のつながりを深め、支え合うまちに



- 重点施策1－1 住民主体による支え合い体制の構築と推進
- 重点施策1－2 住民、民間団体、行政相互の連携や協働関係の構築
- 重点施策1－3 ひとり暮らし高齢者、障がい者などを含めた地域住民の「地域の居場所」「つながり」「役割」の充実

当市においても、引き続き多種多様な生活課題が発生することが予想されます。これらの課題に対応するためには、地域住民、民間団体と行政が一体となった地域づくり、住民主体による組織づくりの推進や支援体制の整備を行うことが重要です。

また、住民・民間団体と行政との相互の連携強化及び協力関係(パートナーシップ)、つまり『協働体制の整備』を一層推進する必要があります。特に、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、日常生活を過ごすに当たり支援が必要な市民が気軽にサービスを利用できるような体制の整備、NPOやボランティア組織の育成及びサービスの提供、地域における見守り体制の構築など、行政との連携による新たな支え合いのシステムづくりを促進し、相互が効率良く力を発揮できるような体制を維持しつづける必要があります。

さらに、生活困窮者の抱える問題も多様化かつ複合化し、既存の福祉制度や支援システムでは対応が困難な状況となっており、包括的な相談支援体制の整備が求められているところです。

目標（めざす姿）

地域や専門の支援機関、行政が連携しながら、様々な地域生活課題を支援する仕組みが確立されています。

生活課題で困っていても、地域や専門の支援機関、市等の行政の支援を受けながら、住み慣れた地域で生活しています。また、一つの窓口で相談することで、必要な関係機関につながることができ、解決方法を協力して考える体制ができています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査で、地域の方が生活課題（福祉や病気、暮らし、防災など）に困っている場合の支援意識について質問したところ、「手助けしたい気持ちはあるが難しい」の回答が 48.9%で最も多くなっています。多くの人が支援の意欲を持っていますが、行動に移すことに対して困難を感じていることが分かりました。
- 地域生活課題は複雑・多様化しており、既存の制度や個々の取組だけでは支えきれないニーズが増えています。それぞれの地域でどのように課題解決に取り組むのか、住民や専門職と一緒に検討していくことが求められています。
- 従来の福祉分野の垣根を超えて協調する幅広い分野の主体の参加と協働により、誰もが利用しやすい包括的な相談窓口を構築することや、新たな課題に取り組むことが求められています。
- 市民アンケート調査では、全体の約 70%がボランティア活動に参加したことがないと答えています。
- ボランティア活動を活性化するには、参加しやすい・参加できる環境を整えることが基礎にあります。情報提供やコーディネート機能の強化も求められます。また、生涯を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するためには、担い手の健康を維持増進するための取組も重要となります。

◆住民や地域のみなさん、事業者等をお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*町内会・自治会活動へ積極的に参加しましょう。 *情報共有や意見交換の機会を持ちましょう。 *地域に心配な人がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。 *『お互い様』と考え、ひとりで抱え込まないようにしましょう。 *市の相談窓口を知り、気になることは気軽に相談しましょう。 *地域や身の回りのことに、より関心を持ち、ボランティア活動に参加しましょう。 *まずは、できる範囲から、自身の持つ技能や知識を活かしたボランティア活動に取り組みましょう。 *活動を行っている中で困った時や不明な時は、他の活動を行っている人と一緒に取り組めることを探してみましょう。
*事業者等	*一人では公共交通機関を利用することが困難な交通弱者に対する福祉有償運送事業の実施を検討しましょう。 *要支援者に対する支援を一層強化しましょう。 *認知症サポーター養成講座を受講しましょう。 *地域の居場所づくりに協力しましょう。 *見守り活動を一層、強化しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎特に福祉に関わる関係機関等との連携強化を図ります。

取組の内容	主な担当課
*各支援機関が円滑な連携のもとで支援ができるように取り組みます。	社会福祉課
*民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手や福祉の専門機関との連携を図ります。	社会福祉課
*地域福祉についての普及・啓発を図ります。	社会福祉課

◎様々な生活課題に対応します。

取組の内容	主な担当課
*重層的に機能する包括的な支援体制の構築を検討します。	社会福祉課
*生活困窮者の自立を支援します。	社会福祉課
*虐待防止に向けた体制の充実を図ります。	関係各課
*地域の実情に応じた公共交通の見直しを進め、地域全体で公共交通を支える体制を構築します。	市民まちづくり支援課
*介護やケアを必要とする方への支援を行います。	高齢福祉課

◎市民団体、ボランティア等を支援します。

取組の内容	主な担当課
*市民団体やボランティア等の活動を支援します。	市民まちづくり支援課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*支援決定プラン評価件数のうち支援終結となった件数の割合	56.0%	58.0%
*アンケート調査で「過去1年間に地域活動やボランティア活動に参加した」市民の割合	28.3%	50%
*アンケート調査で「今後の地域活動・ボランティア活動へ機会があれば取り組んでもよい」と考える市民の割合	40.9%	60%

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎地域のつながりを深める活動に取り組めます。

取組の内容

- * 地域住民や行政、関係機関と、制度や分野、世代等を超えた活動や、新たな課題の解決にむけた連携について取組を支援します。
- * それぞれの地域特性を分析し、独自の地域課題の把握や地域づくり活動を支援します。

◎住民自らが参加する地域福祉活動を推進します。

取組の内容

- * 住民同士の助け合い活動を推進します。
- * 地域内での挨拶や声かけ、見守り活動を推進します。
- * 身近な地域の範囲で、地域の実情に合った福祉活動を推進します。

◎見守りや各種相談、支援機能の連携を図ります。

取組の内容

- * 地域みまもり隊や給食ボランティア事業を通じて、地域の支え合いの体制づくりを進めます。
- * 多様な相談を受け止め、他機関と連携しながら支援に取り組めます。
- * 専門職による地域住民に寄り添った総合的な相談支援の仕組みづくりを行います。

◎ボランティア活動を推進します。

取組の内容

- * 市と連携し、ボランティアへのきっかけをつくるような講座の開催やボランティア団体等の支援、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- * 地域で活動する人材発掘及びボランティアを養成します。
- * ボランティアフェスティバルなど、幅広い世代が交流できる事業を推進します。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* 福祉活動推進に向けた福祉懇談会の開催地区数	1地区	17地区
* 地域みまもり隊登録者数	1,966人	3,000人
* 「暮らし」と「住まい」のふくし相談会相談件数	66件	80件
* ボランティア登録者数（ボランティア保険加入者数）	1,111人	1,200人
* ボランティアセンター利用者数	25,049人	26,500人
* ボランティアフェスティバル来場者数	2,200人	3,000人

基本目標2 次世代を育み、未来につなぐまちに



- 重点施策2－1 地域での子育て支援のための体制づくり
- 重点施策2－2 地域、民間事業者及び行政の連携・協力体制の整備
- 重点施策2－3 楽しく集うための場所や交流の場の設置や三世代交流事業の推進
- 重点施策2－4 人材育成につながるネットワークの仕組みづくり

少子化、核家族化に加え、地域のつながりの希薄化など子どもとその家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、また価値観の多様化が進む中で、子育てに関する悩みや不安を抱えている保護者が増えていると言われています。

子どもの人権を尊重し、安心して出産や子育てができるような社会を築くことは、次世代の人材を育むという意味で重要な課題です。

地域において子どもや子育て世代が伸び伸びと活動し表現できる場を提供するとともに地域住民が積極的に関わり、交流することや子育てをしている家庭や子育てサークルへ支援することなど、家庭での子育てを地域全体で支える体制を整えることが必要となっています。

また、様々な要因が絡み合った子育ての問題について、的確かつ迅速に対応するため、行政関係機関等の連携強化や情報共有・提供を行うとともに、子育て支援に関する直接的なサービスの提供、児童虐待の予防や虐待を受けた児童へのケア等、様々な課題に総合的に対応する必要があります。

なお、若者のニート・ひきこもりについても、一人ひとりのニーズに合わせた支援が課題となっています。

目標（めざす姿）

地域福祉に対して関心や理解が深まり、様々な年代の人々が地域福祉活動に積極的に参加しています。

誰でも、どこでも、いつでも地域福祉に関して学ぶ機会や体験する機会があり、地域共生社会や多様性を尊重する社会への理解を深めています。

地域住民同士が日常的に、お互いに支え合う地域づくりができています。

それぞれの地域の実情にあった地域福祉活動の取組が行われ、地域住民が力を合わせ地域課題の解決に取り組んでいます。

身近な地域で、誰でも気軽に参加できる地域活動や交流することができる場があります。

【現状や課題】

- 少子高齢化の加速や核家族化の進行により、地域で支援を必要とする人が増加する一方で、これまで各取組を支えてきた地域における福祉活動の担い手が高齢化していること、新たな担い手が不足していることが課題となっています。
- 市民アンケート調査では、表面的な近所付き合いが増えており、地域コミュニティの結びつきが薄れつつあるといえます。
- 地域の中で地域課題に対応するためには、住民の主体的な参加協力と、地域課題への共通認識や解決に向けた連携が不可欠です。
- 身近な地域に気軽に参加できる場があることで、地域住民の困りごとの早期発見や支え合い、助け合いにつながりやすくなります。世代を超えた多様な交流の機会やつながりを持てる拠点を増やしていくことが重要です。

◆住民や地域のみなさん、事業者等をお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*子ども会活動などを活発に行いましょう。 *身近な子育て家庭と積極的にかかわってみましょう。 *地域や身近な範囲で地域の支え合い活動に取り組めるよう、日頃のコミュニケーションの範囲を広げてみて、より地域の絆を深めましょう。 *まずは挨拶から始めて、ご近所と日頃から積極的に関わりをもち、顔見知りの関係を築きましょう。 *地域の交流拠点として、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが参加しやすく、気軽に交流し、相談できる場をつくりましょう。 *多様性や個性の尊重、人権について理解を深めましょう。
*事業者等	*児童虐待の予防や若者のニート・ひきこもり等解消のための支援に向けた地域・社会福祉協議会・行政との連携、協力体制の整備に努めましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎地域での子育て支援を強化します。

取組の内容	主な担当課
*家庭教育や児童の健全育成事業の開催、子どもを持つ親同士の交流会を実施します。	関係各課
*高齢者と子どもの交流事業を促進します。	こども課

◎福祉人材等の担い手の育成を図ります。

取組の内容	主な担当課
*活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に活かせるよう支援を行います。	関係各課

◎福祉への理解や福祉教育を促進します。

取組の内容	主な担当課
* 社会福祉協議会や福祉関連施設と連携し、あらゆる世代を対象とした福祉教育やボランティア活動等の体験学習を推進し、福祉への理解や関心を高めます。	社会福祉課
* 障がいや認知症、フレイル等に関する知識や理解を深める取組を行います。	関係各課

◎住民主体による地域のコミュニティ活動を支援します。

取組の内容	主な担当課
* 住民主体による地域づくりのため、自治会等の地域活動に対する支援を行います。	市民まちづくり支援課

◎子育て世帯、障がいのある人・障がいのある子ども、高齢者等の支援を必要とする方の地域生活を支援します。

取組の内容	主な担当課
* 地域全体で子育てを支援する環境を整えます。	こども課
* 障がいのある人・障がいのある子どもを地域全体で支える体制づくりを進めます。	社会福祉課
* 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	高齢福祉課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* アンケート調査で「地域での支え合いについて、重要だと感じている」市民の割合	75.9%	90%
* アンケート調査で「過去1年間に地域活動やボランティア活動に参加した」市民の割合	28.3%	50%

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎福祉教育や生涯学習等の充実を図ります。

取組の内容

- *全ての世代を対象とした福祉教育の推進を図ります。
- *次世代を担う子どもたちの福祉体験を通じて、家庭にも福祉的視点を伝えていきます。

◎地域での福祉活動を推進します。

取組の内容

- *居場所やサロン等、誰でも参加できる場づくりに努めます。
- *居場所やサロン同士の情報交換やネットワークの構築を図ります。
- *「地域の居場所」などを活用した健康づくり、介護予防活動を支援します。
- *地域・民間団体・行政と協働したニート・ひきこもりへの支援活動を拡充します。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*ふくし出前講座派遣件数	129件	150件
*小学生から大学生までを対象にした夏休み期間の福祉体験講座等参加者数	120人	180人
*ふれあい・いきいきサロン団体数	46団体	70団体

基本目標3 いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに



- 重点施策3－1 新たな生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりの実施
- 重点施策3－2 こころと体の健康づくりと介護予防
- 重点施策3－3 障がい者などの自立と社会参加の促進

当市は、健康づくりの基本的な指針となる「新発田市健康づくり計画（第二次）」を、平成28（2016）年3月に策定しました。この計画では令和7（2025）年度を最終目標に、各年度で事業の実施状況を把握し、最終年度において達成状況を調査して健康づくりの推進につなげることとし、特に「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」の3重点領域ごとに目標値を定め、“めざせ 100 彩”をスローガンに健康づくりに取り組んでいます。

また、令和6（2024）年3月には、「新発田市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画」を策定しました。この計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築の中で健康づくりと介護予防を推進しています。介護予防については、介護を要する可能性のある高齢者に対し心身の機能の維持・向上を目指した取組や高齢者に介護予防の普及啓発を図り、地域で運動等の介護予防活動を自主的に取り組めるように支援しています。

加えて、「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29（2017）年4月から開始したことに伴い、今まで以上に地域において高齢者が容易に通える範囲に運動を切り口とした住民主体の通いの場の立ち上げ・充実や社会参加を促すなどの介護予防に取り組んでいます。

今以上に自立して生活できる期間を可能な限り延ばし、健やかに暮らしていくため、市民一人一人が主体となって取り組むことはもとより、事業者、行政等の多様な主体が自分の役割を明確にし、それぞれの特性を活かしながら連携することにより、健康づくり及び介護予防を推進することが求められます。

目標（めざす姿）

市民の誰もが、安心して適切な医療を受けることができます。
市民の誰もが、健康で、生きがいを持ち、主体的に行動しています。
高齢者世代が健康でいることにより、社会保障費の抑制が図られています。

【現状や課題】

- 必要な時に安心して医療を受けるため、かかりつけ医を決めるなど、適正受診についてより一層の周知が必要です。
- 高齢者が社会や地域の中で関わりや役割を持ち続けるため、豊富な経験や知識を活かした趣味や就労など、高齢者の社会参加につながる継続的な支援が必要です。
- 市は、地域福祉施策を進めるにあたり、様々な住民に合わせたアプローチが必要です。
- 誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい自立した生活を送るためには、各福祉計画で策定した事業の円滑な実施と福祉サービスの向上を図っていく必要があります。
- 健康づくりに関心をもち、健康づくりに取り組む人と取り組まない人の二極化傾向が進んでいます。
- 個人の努力だけでなく社会全体で支え合うことが重要であり、多様化する生活課題を支えるための仕組みづくりが必要とされています。

◆住民や地域のみなさん、事業者等をお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*豊富な経験や知識を活かした趣味や就労など、高齢者の社会参加につながる事業を実施しましょう。 *健康づくり事業へ積極的に参加しましょう。 *ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などへ地域事業への参加を働きかけましょう。 *身の回りの人が、心配な状況にあることに気づいたら、相談窓口につなげましょう。
*事業者等	*地域への専門的知識や情報の提供（出前講座の実施など）に努めましょう。 *地域住民との関係づくりに取り組み、地域のニーズを把握し、サービスの改善、充実に取り組みましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎各福祉・保健計画で策定した事業を円滑に実施します。

取組の内容	主な担当課
*障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、こども計画、健康づくり計画等で策定した事業を円滑に実施します。	関係各課

◎事業の実施により健康づくりを進めます。

取組の内容	主な担当課
*「めざせ100彩」をスローガンとした健康づくりを推進します。	健康推進課
*高齢者等の運動や交流のための「地域の通いの場」づくりを支援します。	高齢福祉課
*シルバー人材センターなどとの連携による就労機会の提供による生きがいづくりを促進します。	高齢福祉課
*地域活動支援センターなど障がいのある人の活動の場を提供します。	社会福祉課
*ときめき週1クラブ普及による介護予防施策を推進します。	高齢福祉課
*かかりつけ医を決めるなど適切な医療の受け方を啓発します。	保険年金課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*健康づくりに取り組んでいる人の割合	78.9%	85.0%
*毎日の生活のなかで生きがいがあると感じている高齢者の割合	74.6%	79.0%
*ときめき週1クラブの活動団体数	81団体	95団体
*アンケート調査における暮らしの中での悩みや不安の項目で「自分や家族の健康に関すること」を挙げる市民の割合	55.4%	50%
*アンケート調査における暮らしの中での悩みや不安の項目で「老後の生活や介護に関すること」を挙げる市民の割合	47.7%	40%

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎各種サービスや事業等を実施します。

取組の内容
* ボランティア活動の推進による生きがいづくりを実施します。 * 地域と連携した社会参加のきっかけづくりを実施します。 * 住民主体による地域活動を支援（情報提供、講師派遣、レクリエーション用具の貸し出しなど）します。 * 地域福祉事業や在宅福祉事業を円滑に実施します。 * 地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業（権利擁護）を行います。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* ふくしの集い参加者数	202人	350人
* 日常生活自立支援事業利用者数	27人	40人

基本目標4 地域福祉の力で希望をつなぐまちに



- 重点施策4－1 利用者の様々なニーズに対応した情報の発信及び提供
 重点施策4－2 地域において住民同士が気軽に相談できる支え合いの
 仕組みづくり
 重点施策4－3 介護、福祉サービス等の量と質の確保

様々な福祉システムの変革や各種の福祉サービスの利用方法の変更に伴い、新たにサービス量と質の確保による提供体制整備、見直しが必要となっています。また、支援を必要とする世帯にサービスが適切に届くよう地域ネットワークの強化による早期把握・見守りとともに、自立支援のための働く場や交流できる場づくりが重要となっています。

当市においても、今後、さらに利用が増加すると考えられる介護保険サービス、障がい児・者への福祉サービス及び保育サービス等に関する相談に総合的に対応する体制整備が求められています。

加えて、必要とされる各種サービスを確保するとともに、各種サービスを提供している事業者のサービスの質を向上させ、住民が安心してサービスを利用できるよう、積極的に自らのサービスの質や経営に関する自己評価や第三者による評価などを検討するよう促す必要があります。

そのため、子育て世帯や高齢者、障がいのある人だけでなく、すべての地域住民にとって医療や福祉サービス全般に関して、身近なところで相談できる体制の整備が必要です。

また、行政に頼ることなく、地域でできることは地域で行うための身近な支え合いの仕組みづくりが求められています。

目標（めざす姿）

市民の誰もが、必要な福祉サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしく生活しています。

支援を必要とする人が、必要な情報を得ることができ、必要な支援を受けることができます。

住民が気軽に相談できる、「困っている。助けてほしい。」と言いやすいような地域となっています。

【現状や課題】

- アンケート調査では、地域の住みやすさについての設問で「高齢者や障がいのある人が暮らすための環境」を視点にあげた方が、5%程度にとどまっています。
- 誰もが、住み慣れた地域で自分らしい、自立した生活を送るためには、各福祉計画で策定した事業の円滑な実施と福祉サービスの向上を図っていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、生活や地域に関する情報の入手は、年齢に応じた適切な方法が必要であり、特に高齢層に対してはアクセスしやすい方法で情報を提供することが重要であることがわかりました。
- 全世代に対して正確で信頼性の高い情報を提供するために、情報の質の向上と配信方法を最適化する必要があります。また、社会全体として、デジタルと従来のメディアの双方を活用し、よりアクセスしやすく、多様なニーズに応える情報提供を目指すことも重要です。
- 福祉サービスの提供を行う事業所においては、人材の確保が課題となっています。

◆住民や地域のみなさん、事業者等をお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*身近な地域情報に関心を持ち、近所で困っている人に、情報を伝達しましょう。 *情報を受け取りにくい人に対しても、日頃からコミュニケーションを深め、情報交換や支援に努めましょう。 *「広報しばた」や回覧板等を意識して見ることで、日頃の情報収集に努めましょう。 *地域内でもわかりやすい福祉情報の発信に努めましょう。 *行政や関係機関と連携して、支援を必要としている住民への見守りに取り組みましょう。 *住民同士が気軽に相談し合える、「困っている。助けてほしい。」と言いやすいような地域の雰囲気づくりに努めましょう。

対象	内 容
* 事業者等	*医療や介護等の情報を必要としている人への情報発信を行いましょう。 *高齢者や障がいのある人の実情把握及び誰もがわかりやすいような制度や福祉サービスなどの情報提供に努めましょう。 *自己評価、外部評価の実施によるサービスの質の維持向上を意識しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎「広報しばた」をはじめ様々な媒体を使い、わかりやすい情報提供を行います。

取組の内容	主な担当課
*「広報しばた」をはじめとする市の発行物や市ホームページ、SNS等も活用しながら、福祉に関する情報をわかりやすく発信していきます。	社会福祉課
*高齢者や障がいのある人、外国人住民にとってわかりやすい情報の提供に努めます。	関係各課

◎住民同士が気軽に相談できる支え合いの仕組みづくりを進めます。

取組の内容	主な担当課
*「地域の通いの場」など、地域で集まりやすい場所づくりへの支援を行います。	関係各課
*地域包括支援センター等地域における相談支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課

◎介護、福祉サービス等の量と質の確保に努めます。

取組の内容	主な担当課
*地域ケア会議や民生委員・児童委員などを通じた地域の相談者からの情報収集・ニーズの把握に努めます。	関係各課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* アンケート調査で「自分に必要な福祉情報を十分に入手できていると感じている」市民の割合	4.7%	10%
* アンケート調査の地域の住みやすさの設問において、「高齢者や障がい者が暮らすための環境」を視点としてあげた人の割合	5.1%	10%

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎わかりやすく多様な手法による情報発信や仕組みづくりを支援します。

取組内容
* 相談内容に応じた相談窓口を様々な事業を通して発信します。 * ニーズや世代に応じて、「社協だより」やボランティア情報誌、ホームページ、SNS等の活用を工夫します。 * 地域の誰もが気軽に相談できる場所や体制づくりを支援します。 * 地区担当制による総合相談や支援体制を強化します。 * 関係機関とのネットワークを構築し、相談者や支援者を適切な機関につなぐ仕組みづくりを支援します。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* 総合相談件数	392件	550件

基本目標5 安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに



重点施策5－1 災害等に備えた地域の支えあいの仕組みづくり

重点施策5－2 防災・防犯情報の提供

重点施策5－3 道路の段差などのバリアフリー化

地域において市民が安心して生活を送るため、日頃から災害や犯罪に備えるなど安心・安全なまちづくりが求められます。

防災に関しては、地域において自治会・町内会による防災意識の醸成や自主防災組織づくり、消防団及び行政との協働による防災体制の構築など日常の備えが大切です。また、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、外国人など災害弱者に対し、普段から隣近所による見守りや交流による関係づくりが求められます。行政においては、避難行動要支援者名簿の整備による支援の必要な対象者の明確化や、市民への迅速かつ正確な情報提供が求められています。

さらに、近年、多発する振り込め詐欺などの犯罪に対応するため、地域住民が主体となった防犯活動や防犯の意識啓発、関係機関との連携による住民への情報提供など、地域ぐるみの対応が重要になってきています。

ご近所の“底力”は計り知れないものがあります。隣近所で声を掛け合うことが日常に行われていればこそ、いざという時にお互いが助け合えることにつながります。

地震や風水害などの災害発生時における地域での避難体制の確保は、ひとり暮らしの高齢者世帯や障がいのある人のいる世帯にとって非常に重要です。

安心・安全な地域づくりのため、このような身近なご近所同士の付き合いから始め、緊急時の避難行動要支援者の避難、誘導について、自主防災組織を立ち上げることが必要です。さらに、誰がどのように行動したら良いのか、訓練はどのようにするのか等のルール化が必要となっています。

また、行政には、防災・防犯など“安心・安全”に向けた各種の情報提供や自主防災組織など地域組織の育成が求められています。

目標（めざす姿）

日頃から近所同士の挨拶や声かけ、見守り活動があり、災害時にも互いに気にかけてあえる地域がつくられています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安全に安心して生活しています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、日常生活で不自由になった場合の希望として「災害時の手助け」を希望する人が最多であり、「安否確認の声かけ」も約4人に1人が要望しています。
- 災害時の手助けや平時の見守り・日常生活のサポートは、高齢者や障がいを持つ人々にとって特に重要です。災害対策や見守りの体制を強化し、孤立する人のいない地域づくりを行っていく必要があります。

◆住民や地域のみなさん、事業者等をお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*地域内での高齢者や障がいのある人等にとっての防犯上又は安全上、危険な箇所を把握しましょう。 *高齢者や障がい者世帯等自力で除雪などができない世帯に対する支援に協力しましょう。 *PTAや民生委員・児童委員、主任児童委員による交通安全活動や不審者対策を含めた通学路の安全確保に協力しましょう。 *公園や通学路の清掃（除草・草刈り・ゴミ拾い）などの環境美化活動に協力しましょう。 *地域の自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。 *日頃から、声かけをしあい、何かあったら支え合い、助け合える関係づくりを心がけましょう。 *日頃から要援護者等の見守りや声かけを行い、災害時には率先して、安否確認や避難誘導等の支援に協力しましょう。
*事業者等	*災害時の避難体制整備や訓練の実施に協力しましょう。 *地域での避難行動要支援者等災害弱者の避難誘導へ協力しましょう。 *除雪等に関して、市や社会福祉協議会へ協力しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎住民主体の見守り活動を推進します。

取組の内容	主な担当課
*住民が主体的に行っている要援護者の見守りや子どもや児童、生徒の登下校時の見守り活動の支援を行います。	学校教育課

◎住民主体の防犯、防災活動を推進します。

取組の内容	主な担当課
*地域による自主防災組織及び自主防犯団体の育成を推進し、地域と行政の連携を図ります。	地域安全課

◎関係者等と避難行動要支援者情報を共有します。

取組の内容	主な担当課
*災害等に備えて、自治会・町内会や民生委員・児童委員などと避難行動要支援者の情報共有を図ります。	関係各課

◎バリアフリー及びユニバーサルデザインの環境を整備します。

取組の内容	主な担当課
*公共施設等におけるバリアフリー化等の施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインについての理解を深め、普及・活用を図ります。	関係各課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*新発田市あんしんメール登録者数	12,272人	13,172人
*アンケート調査で「要援護者登録活動へ協力したいとする」市民の割合	39.1%	60%

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎地域の防災・防犯体制づくりを支援します。

取組の内容
*見守り・声かけ等の日々の活動から防犯や防災への意識の向上を高める取組に努めます。 *他機関と連携した災害ボランティアの養成を推進します。 *災害に備える地域活動への参画とネットワークの強化を支援します。 *災害時に備えて災害ボランティアセンター設置訓練等の災害事業を実施します。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*災害ボランティア講座参加者数	182人	240人
*災害ボランティアセンター登録者数	42人	70人
*ふくし出前講座派遣件数(支え合いによる防災活動)	21件	30件

第5章 権利擁護及び成年後見制度の利用促進

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって、判断能力が十分ではない人の生命・身体・権利・財産を守るための制度として、平成 12（2000）年に介護保険制度の開始とともに導入されました。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある人を地域社会全体で支え合うことが課題となっています。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「促進法」という。）が施行され、同法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

その中で、市町村が基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このことから、当市では、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分となっても、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って生活ができるよう、新発田市成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。

(2) 成年後見制度の概要

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの管理、相続の手続き、介護・福祉サービスの利用や入院に係る契約締結などの法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、**権利を守りながら支援を行うのが成年後見制度**です。成年後見制度には、大きく分けて「①法定後見制度」と「②任意後見制度」の2つの制度があります。

①法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後で、家庭裁判所が職権で成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の程度などに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	日常生活に関する行為以外の行為	借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など、民法第13条第1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為
成年後見人等が取り消すことができる行為（取消権）			
成年後見人等が代理することができる行為（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	

法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。市の窓口や成年後見制度に関わっている団体等に相談し、申立てに必要な書類、申立手数料などの費用の準備を行います。申立ての後、家庭裁判所が後見等の開始の審判、成年後見人等の選任を行い、支援が開始されます。身寄りがいないなど、本人や四親等以内の親族が申立てを行うことができない場合には、市長が代わって申立てを行うことができます。

②任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は契約で委任された事務を本人に代わって行います。

任意後見制度を利用するためには、本人の判断能力が十分なうちに、自らが選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを公正証書による任意後見契約で決め、契約を結んでおきます。実際に本人の判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人が契約の内容どおりに適正に仕事をしているかを監督する人）選任の申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生します。それにより、任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

2 計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年施行）第 14 条の規定に基づき、当市における同制度の利用の促進に関する施策について定めた基本的な計画として策定するものです。

◆ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第 14 条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

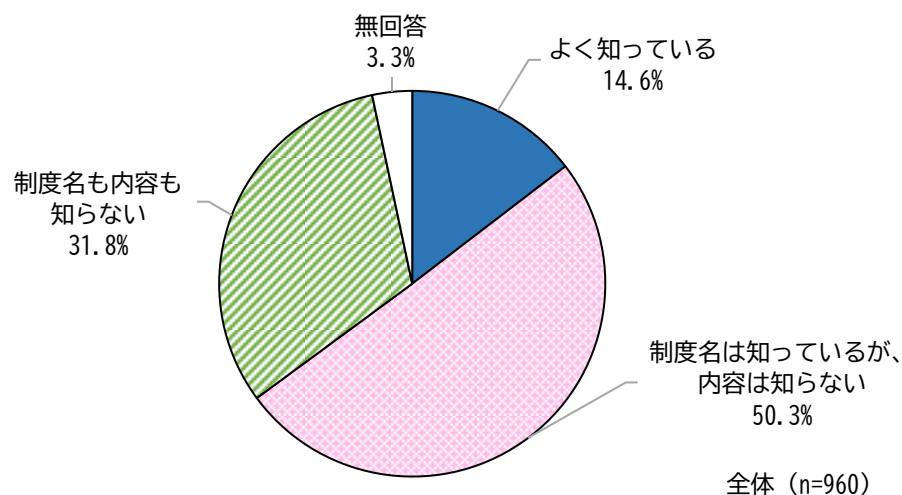
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、新発田市成年後見制度利用促進基本計画の策定においては、「新発田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「新発田市障がい者計画・新発田市障がい福祉計画・新発田市障がい児福祉計画」との整合を図り、福祉分野の上位計画である「新発田市地域福祉計画」と一体的に策定することで、取組をより一層推進することとします。

3 成年後見制度を取り巻く現状と課題

(1) 市民アンケート調査結果

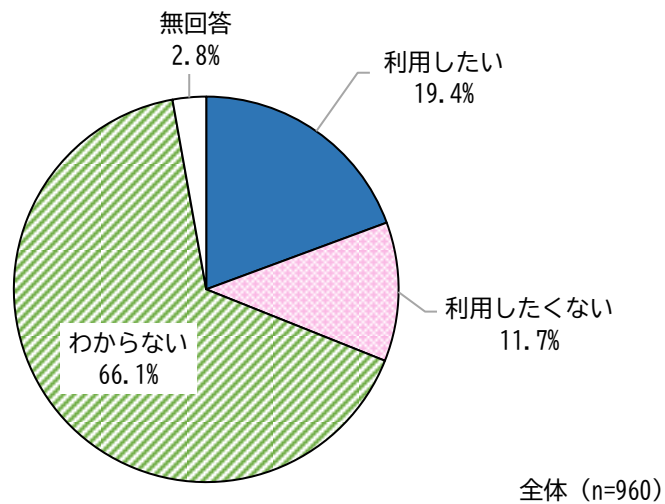
①成年後見制度の認知状況



成年後見制度の認知は、50.3%が「制度名は知っているが、内容は知らない」と回答しました。「よく知っている」と回答したのは14.6%にとどまり、「制度名も内容も知らない」と回答したのは31.8%です。

成年後見制度についての認知の深度は全体的に浅く、制度の普及と理解を深めるためには、情報提供の強化が必要です。特に近い将来、この制度を利用する可能性がある高齢者やその家族に対して、具体的な内容や利用方法についての情報を提供することが重要です。また、デジタルメディアなどを通じて若年層にも積極的に情報を届けることも効果的だと考えられます。

②成年後見制度の利用意向

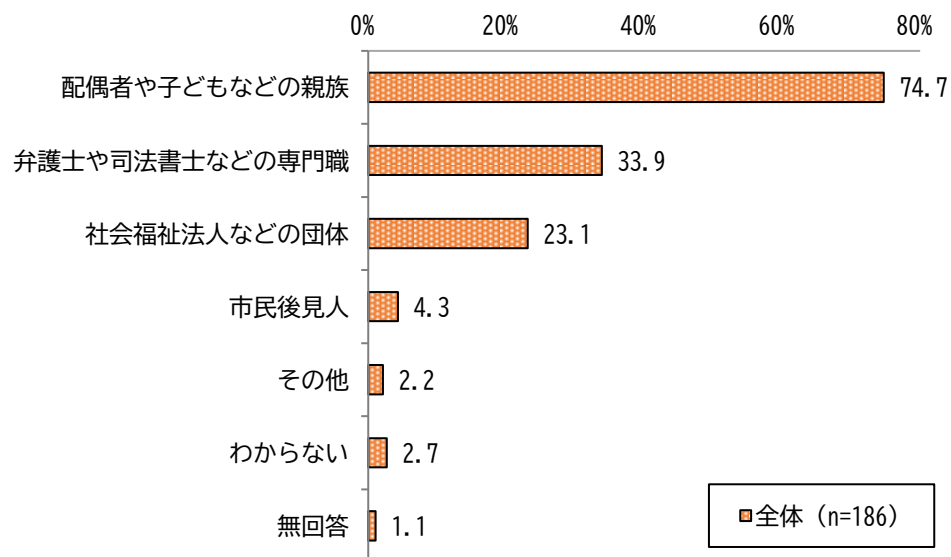


成年後見制度の利用意向については、19.4%の回答者が「利用したい」としています。しかし、66.1%の多数は「わからない」と答えており、この制度に対する理解の不足が推察される結果です。

成年後見制度に対する利用意向は全体的に低く、特に「わからない」と答える人が多いことから、制度の認知度向上と理解促進が必要です。

また、制度の利点や具体的な利用シナリオを明確にすることで、より多くの人々が制度を理解し、必要に応じて活用することが期待されます。

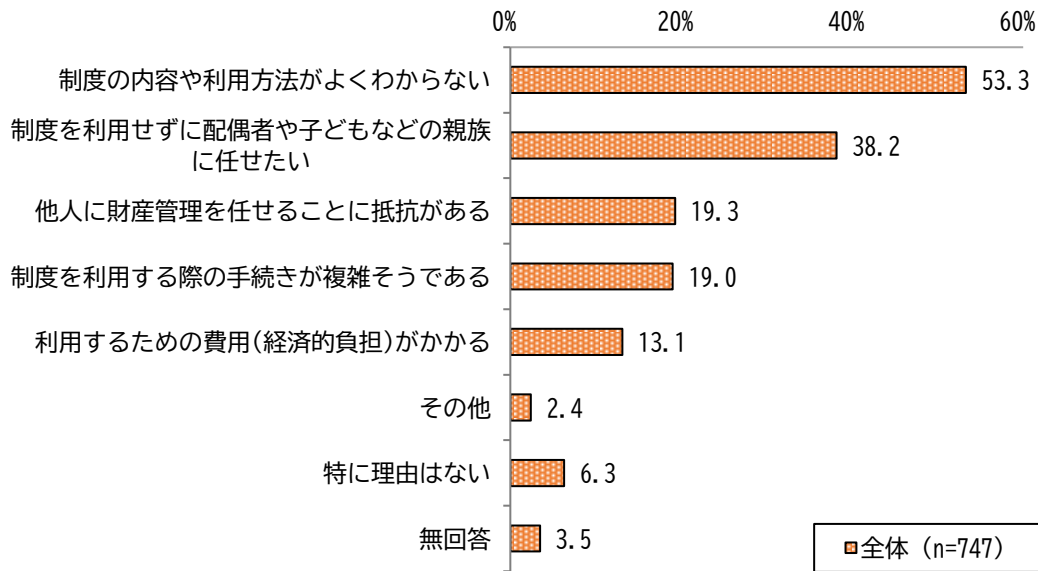
③希望する後見人



成年後見制度の利用意向者に希望する後見人について尋ねたこの設問では、74.7%の回答者が「配偶者や子どもなどの親族」に後見人としての役割を望んでいます。次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が33.9%、「社会福祉法人などの団体」が23.1%となっています。

成年後見制度の利用を検討している人の多くが家族を後見人として望んでいますが、専門職を望む割合も一定数いることから、制度の利用者がその選択に対して十分な情報を持って適切な判断を下せるよう、後見人の役割や資格についての情報提供が重要です。

④成年後見制度を利用したくない・利用したいかわからない理由



成年後見制度の利用に関して「利用したくない」「わからない」と答えた人の理由の中で、最も多くの回答が寄せられたのは「制度の内容や利用方法がよくわからない」(53.3%)です。次いで「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が38.2%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が19.3%となっています。

成年後見制度に対する誤解や不安を解消するためには、制度の正確な情報提供と手続の簡略化が重要です。

成年後見制度について、制度の内容や手続方法の周知を一層図り、必要な人が利用できるようにしていく必要があります。

(2) 当市の状況

高齢者や障がいのある人の権利擁護を支援していく必要がありますが、当市における市長申立ての件数は、減少傾向にあります。

■本市における成年後見市長申立て件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	8 件	10 件	7 件	3 件	2 件
(うち、社会福祉課)	(1 件)	(1 件)	(0 件)	(1 件)	(0 件)
(うち、高齢福祉課)	(7 件)	(9 件)	(7 件)	(2 件)	(2 件)

目標（めざす姿）

認知症や障がいがあることによって判断能力が十分ではない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活しています。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	* 権利擁護の必要性や成年後見制度等の利用について、身近な人と話し合ってみましょう。 * 権利擁護について学ぶ講座やセミナーに参加してみましょう。 * ご自身や身近に判断能力に不安のある人がいたら、窓口相談に行きましょう。 * 権利擁護について相談できる窓口を知り、支援が必要な人がいたら紹介しましょう。 * 後見人等としての活動に関心がある専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の人は、各専門職団体等が実施する養成講座に参加してみましょう。 * 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、地域包括支援センターや成年後見センター等に相談しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

取組の内容	主な担当課
* 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築します。	社会福祉課 高齢福祉課

◎担い手の確保・育成等を推進します。

取組の内容	主な担当課
* 今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、中核機関※と連携し、市民後見人の養成講座を開催します。また、法人後見については、中核機関以外の担い手についても、検討していきます。	社会福祉課 高齢福祉課

※中核機関：当市においては、「新発田市成年後見センター」のことです。

◎中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

取組の内容	主な担当課
* 権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を中核機関が担い、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課

◎任意後見制度の利用を促進します。

取組の内容	主な担当課
* 必要とする人が適切な時機に任意後見監督人の選任がなされるなど、任意後見制度を安心して利用できるよう、制度の周知や助言、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課

《新発田市 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
* アンケート調査で、成年後見制度について「よく知っている」市民の割合。	14.6%	40%

◆中核機関が主に取り組むこと

取組の内容

- *広報：成年後見制度について、制度の普及を行います。
- *相談：成年後見制度に関する相談を行い、関係機関と一緒に対応します。
また、専門職による個別の相談会を実施します。
- *成年後見制度利用促進：家庭裁判所と連携しながら、市民後見人の活動に向けた体制づくりを行います。
- *後見人支援：親族後見人等の活動を支援し、構築した地域連携ネットワークを活用していきます。

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎成年後見制度への円滑な移行を推進します。

取組の内容

- *すでに実施している日常生活自立支援事業において、他の福祉サービス等とも連携し、利用者の状況に応じた適切な支援を行いながら、判断能力の低下や必要な支援に応じて成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。
- *中核機関へ参画し、市と協働し各関係機関とも連携し、権利擁護に関する地域連携ネットワークの充実に向けて取り組みます。
- *日常生活自立支援事業・法人後見事業についても、中核機関と連携し利用者を支援します。

《新発田市社会福祉協議会 令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
*成年後見センター新規相談件数	117 件	150 件
*成年後見センター継続支援件数（延べ）	534 件	800 件
*法人後見受任件数	13件	20件
*専門職による総合相談会の実施	2回	5回

第6章 犯罪をした人等に対する再犯防止の支援

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

国内の刑法犯検挙者数中の再犯者数は、減少傾向にありますが、一方で再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることで近年上昇傾向にあります。

また、犯罪白書によると、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があること等が示され、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されています。

平成 28 (2016) 年 12 月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」)が成立・施行され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、再犯防止等に関する取組を国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における地方再犯防止計画の策定が努力義務化されました。

犯罪をした人又は非行少年(非行のある少年)若しくは非行少年であった人(以下「犯罪をした人等」)の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する上で様々な課題や「生きづらさ」を抱えている人が多く存在します。

そのような人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、地域福祉に関する取組を総合的に推進することが重要です。

そのため、「新発田市再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条の規定に基づく計画として、本計画と一体のものとして策定するものです。

(2) 再犯防止等に係わる主な用語の解説

○地域生活定着支援センター

福祉的支援が必要と考えられる刑務所出所者や起訴猶予等により釈放する被告人等について、矯正施設、保護観察所、検察庁等と連携して福祉サービスを受けられるよう調整を行う機関。

○保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに置かれ、犯罪をした人や非行のある少年に対して更生のための指導と支援を行う機関。保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動などを行う。

○保護司

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称）から出所・出院した人を含め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施や犯罪予防活動など、更生保護に関する活動を行う。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

○BBS会（BBS：BigBrothers and Sisters）

非行のある少年や悩みをもつ子どもに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動を行う青年のボランティア団体。

○協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主。

○保護観察

犯罪をした人や非行のある少年が、社会の中で健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督、補導援護を行うこと。刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年、少年院の仮退院者、婦人補導院の仮退院者を対象とする。

○特別調整

高齢者又は障がいのある人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、地域生活定着支援センターや矯正施設、保護観察所等の関係機関が連携して、矯正施設出所後速やかに必要な福祉サービス等につなげる取組。

◆ 「第二次再犯防止推進計画」における5つの基本方針

1. 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2. 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5. 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(3) 計画策定の趣旨

当市では、すべての人が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪や非行をした人も様々な生きづらさや困難を抱えた地域社会の一員として迎え、社会全体で再犯防止を推進するため、「新発田市再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。

2 計画の位置付け

「新発田市再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年施行）第8条第1項の規定に基づき、当市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

◆ 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

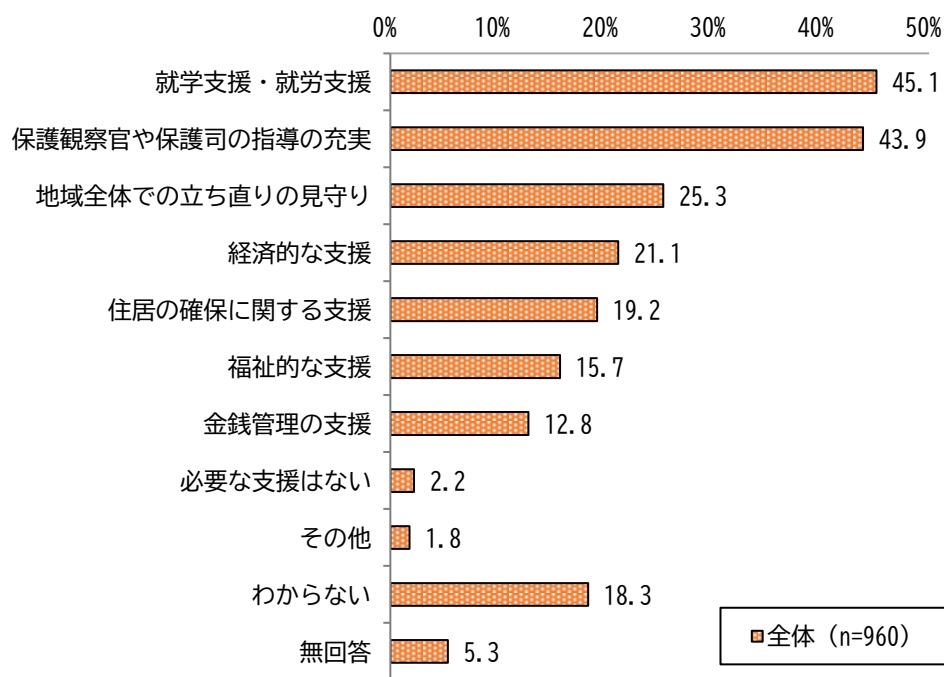
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、新発田市再犯防止推進計画の策定においては、福祉分野の各計画との整合を図り、「新発田市地域福祉計画」と一体的に策定することで、取組をより一層推進することとします。

3 再犯防止を取り巻く現状と課題

(1) 市民アンケート調査結果

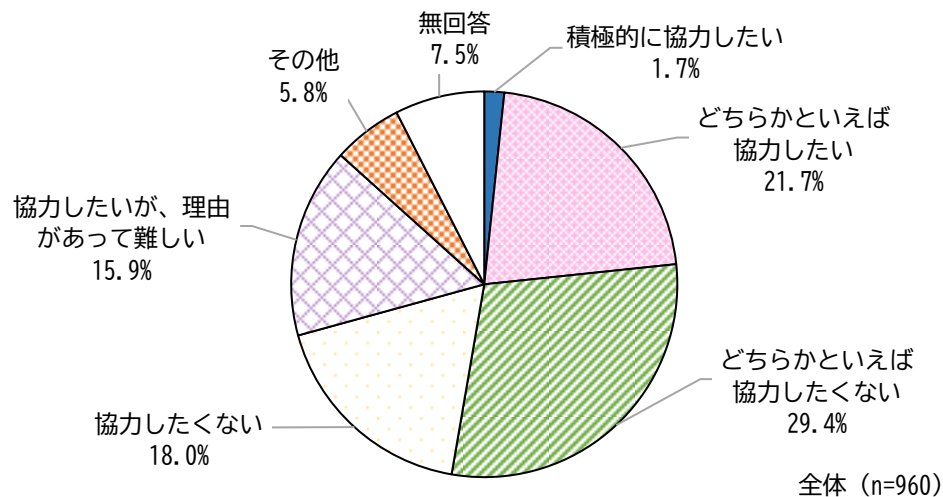
①犯罪をした人等の立ち直りのために必要なこと



犯罪をした人等の立ち直り支援に必要だと考えられる施策として、最も多くの支持を得ているのは「就学支援・就労支援」(45.1%)です。これに「保護観察官や保護司の指導の充実」が 43.9%、「地域全体での立ち直りの見守り」が 25.3%と続いています。

犯罪をした人等の社会復帰を支援するためには、保護観察官や保護司の指導の充実とともに、教育や就労の機会の提供が重要であると考えられます。また、地域全体での支援体制と見守りの強化も、再犯防止において重要な要素となります。

②立ち直りへの協力意向



犯罪をした人等の立ち直りに協力する意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた 39.3% の人が協力の可否はともかく、何らかの協力意向を示しています。一方で、「どちらかといえば協力したくない」と「協力したくない」を合わせた『協力したくない』と回答したのは 47.4% です。

犯罪をした人等の立ち直りへの積極的な協力意向者はまだまだ少数ですが、協力することの重要性を認識している人も一定数います。このため、非行や犯罪をした人たちの立ち直りに関して、社会全体での意識改革が必要であり、更なる周知・啓発活動の充実が求められます。

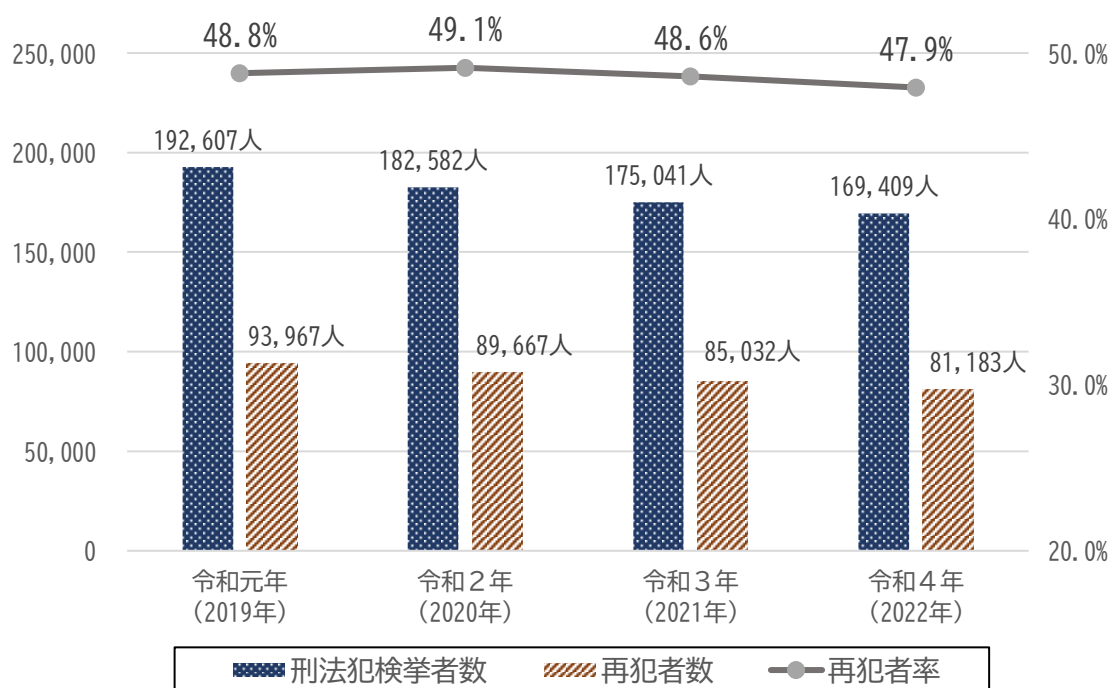
(2) 国の再犯者の状況

全国の刑法犯検挙者件数は減少傾向にありますが、一方で再犯者率（刑法犯検挙者における再犯者の割合）は横ばい傾向にあります。

また、令和5（2023）年における新潟県の「全刑法犯認知件数」は8,672件で「犯罪率（人口10万人あたりの認知件数）」は4.1件です。

なお、令和5（2023）年における当市の「全刑法犯認知件数」は92件で「犯罪率」は2.3件です。

■全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（令和4年版 再犯防止推進白書より）



目標（めざす姿）

犯罪をした人等が、必要な支援を受け、社会復帰しています。
地域住民も、再犯防止に理解を深め、犯罪をした人等が社会復帰できるよう支援しています。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取組について、知りましょう。 *新潟県内でも開催されている「社会を明るくする運動」に参加してみましょう。 *犯罪をした人等が安定した生活を送るためには、住居の確保や就労の支援が必要であることを知り、理解を深めましょう。 *犯罪をした人等の中にも福祉的な支援を必要とする人がいることについて、理解を深めましょう。 *地域において社会復帰を支援する活動に関心のある人がいたら、保護司や更生保護女性会などの取組みについて紹介しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎就労・住居確保に取り組めます。

刑務所に再び入所した人のうち、多くは再犯時に無職となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて高くなっており、不安定な就労は再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

さらに、刑務所を満期で出所した人の半数程度が適当な住居が確保されないまま出所している状況にあり、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかとなっています。

そのため、生活の安定のための就労の確保や適切な帰住先の確保に向けた取組を推進します。

取組の内容	主な担当課
*生活困窮者等の自立を支援します。 生活困窮者に対し、自立に関する相談支援や就労に関する支援などを行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることで、就労や住居確保に結び付け、将来的な再犯防止につなげます。	社会福祉課
*就労に向けた支援を行います。 就労を希望する者について、ハローワーク、障がい者就労支援機関、シルバー人材センター等の就労支援関係機関と連携しながら、就労支援の充実に努めます。	社会福祉課

取り組みの内容	主な担当課
*協力雇用主の開拓・確保を支援します。 犯罪や非行をした人の雇用を促進するため、商工会議所、商工会等と連携して新たな協力雇用主の開拓を行います。また、奨励金制度や身元保証制度など、利用可能な制度を周知し、雇用を促進します。	社会福祉課
*住居確保のための支援を行います。 犯罪や非行をした人のうち、帰住先がない人について、保護司会や生活支援センター等の関係機関と連携することにより、適切な住居の確保に向けた支援を提供します。	社会福祉課
*生活困窮者自立支援制度を活用します。 保護観察所や保護司会などの関係機関・団体と連携しながら、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業をはじめとした各種支援につなげます。	社会福祉課

◎保健医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした人等に対して、
 地域で生活できるよう支援します。

矯正施設を出所する際、福祉的な支援が必要な人は、保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター等が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます。

しかし、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から、適切な支援を受けることができない人もいるため、保健医療・福祉の支援を必要とする人が、適切に保健医療・福祉サービスを利用し、地域で安心して生活が送れるよう、適切な支援につなげます。

取組の内容	主な担当課
*公的機関等との連携を図ります。 矯正施設を出所する際に福祉的な支援が必要な人に対して、保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター等の公的機関等と連携を図り、福祉サービス等の適切な支援につなげます。	社会福祉課
*包括的な相談支援体制を構築します。 ワンストップでわかりやすい相談窓口の設置など、包括的な相談支援体制を構築し、複合的な課題に対して「断らない」相談支援、多様な社会参加に向けた支援を行います。	関係各課

取組の内容	主な担当課
*人権相談を行います。 偏見や差別等の様々な悩みを持つ犯罪をした人やその家族等、犯罪被害者に対する相談事業を行い、相談内容に応じた助言や関係機関との連携を図り、問題解決に努め、将来的な再犯防止につなげます。	人権啓発課
*住居確保のための支援を行います。 犯罪や非行をした人のうち、帰住先がない人について、保護司会や生活支援センター等の関係機関と連携することにより、適切な住居の確保に向けた支援を提供します。	社会福祉課
*スクールソーシャルワーカーによる支援を行います。 児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを派遣または配置し、学校と家庭と福祉などの関係機関をつなぎ、問題を抱えた児童生徒へ適切な支援を行うことで、非行の防止につなげます。	学校教育課

◎民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動を推進します。

当市における再犯防止のための取組は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司及び更生保護女性会の更生保護ボランティアや青少年健全育成団体等、多くのボランティアの活動により支えられています。

また、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主である協力雇用主は、犯罪をした人等の生活の安定化に対して大きな役割を担っています。

これらの民間協力者は、再犯防止を進めていくうえで欠かせない存在となっています。

そのため、当市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深め、再犯防止等の活動を促進するための取り組みを推進するとともに、活動の広報・啓発活動を推進します。

取組の内容	主な担当課
*更生保護団体や関係機関との連携強化、支援の充実を図ります。 保護司会、更生保護女性会等の更生保護団体や保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を密にし、活動内容や再犯防止についての周知、公共施設における活動場所や保護観察対象者との面会場所の提供、保護司の適任者確保のための支援、更生保護ボランティアの担い手確保のための支援など、様々な面で支援を行うことで、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境づくりを推進します。	社会福祉課

取組の内容	主な担当課
＊保護司会の運営に対する支援を行います。 市役所庁舎の一室を提供し、保護司会活動の拠点として必要不可欠な運営に対する支援を行います。	社会福祉課
＊「社会を明るくする運動」の取組を推進します。 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りについて、市民の理解を深め、犯罪や非行の防止を目的とする全国的な運動である、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において、保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員協議会、青少年育成市民会議、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、取組を推進します。	社会福祉課
＊青少年の健全育成・非行防止のための取組を推進します。 青少年の健全育成と非行防止を推進するため、地域の関係団体と連携し、非行のない地域づくりを推進します。	関係各課
＊市町村再犯防止等推進会議へ参加します。 市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）に参加し、国、県、他市町村との再犯防止に関するネットワークの構築や情報共有を行います。	社会福祉課
＊協力雇用主の確保や開拓を支援します。 犯罪をした人等の雇用を促進するため、新発田市商工会議所や近隣の商工会等と連携して新たな協力雇用主の確保に努めます。 また、奨励金制度や身元保証制度など、協力雇用主制度に関する広報・啓発活動を行い、制度の理解と協力を深め、新たな協力雇用主の開拓に努めます。	社会福祉課

《令和14（2032）年度の目標値》

成果指標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
＊アンケート調査で、非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた『協力意向のある』市民の割合。	39.3%	60%
＊生活困窮者自立支援事業の相談者数	155人	200人

第7章 計画推進のために

1 各主体の役割

(1) 住民の役割

日頃からの挨拶や声かけによる交流を通じて、顔見知りの関係を築くなど、地域住民の気にかけて合う関係性が生じ広がっていくこと、また、地域で起こる課題を「我が事」として捉え、地域住民自らが解決に向けて協力し合うことを目指します。

(2) 地域団体、関係団体、関係機関等の役割

住民に最も身近な組織である自治会等の地域団体は、住民が地域活動に参加するきっかけづくりを担います。

住民の身近な相談相手となり、重要な地域福祉の担い手でもある民生委員・児童委員については、これからも地域住民から寄せられる様々な困りごと等について耳を傾け、支援機関等につなぐ役割を担います。

さらに、ボランティアや住民活動団体等の関係団体は、地域福祉への貢献、地域包括支援センター等の関係機関は、地域や行政との連携強化に努めます。

(3) 市の役割

市は、全庁的な体制のもと、福祉分野をはじめ様々な分野の関係団体や関係機関と連携し、協力体制の強化を図りながら本計画の施策を実施し、地域福祉の推進に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域住民や地域における福祉関係者、関係団体、関係機関等と連携し、地域福祉の推進に努めます。

2 計画の周知及び普及啓発

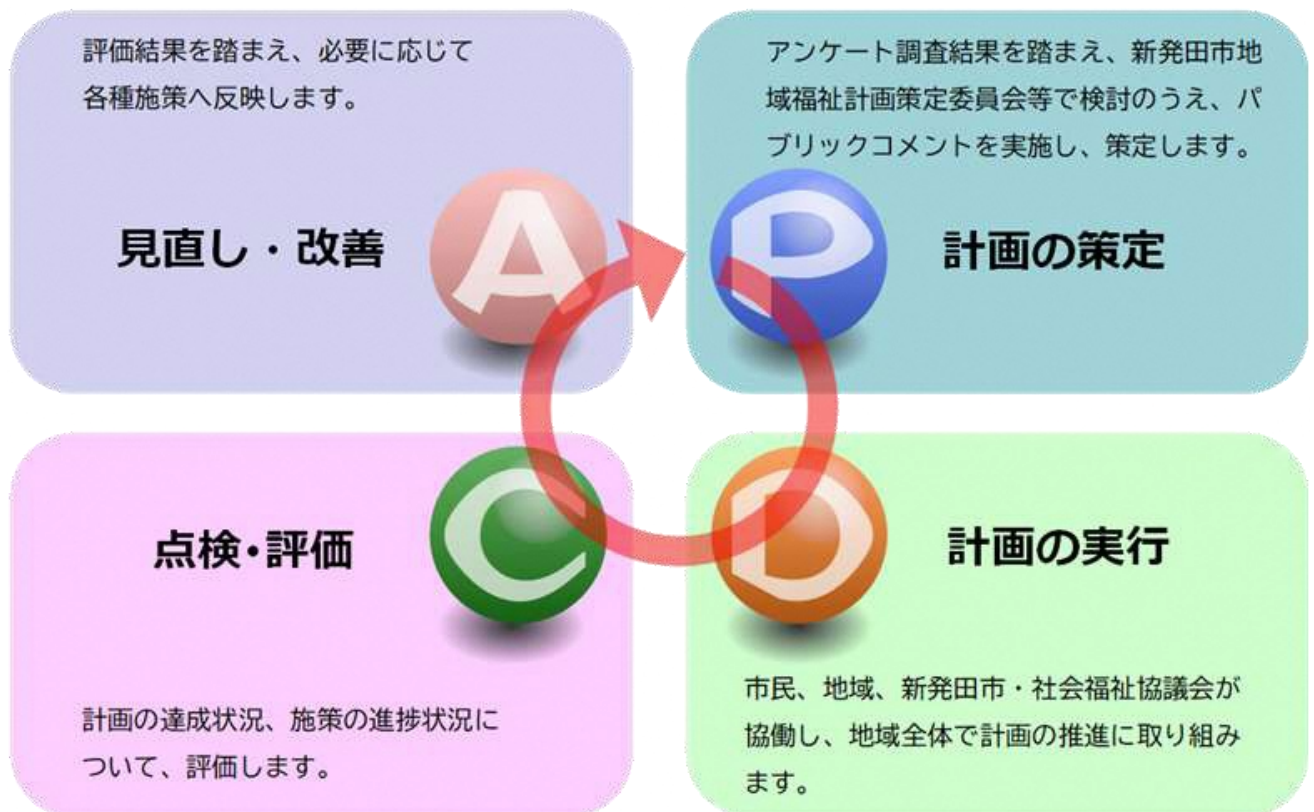
市及び社会福祉協議会は、本計画で示した取組と方向性について、計画の概要版や広報紙、ホームページなどにより公表し、市民への周知啓発に取り組みます。

また、ホームページなどを通じて、具体的な取組や活動事例などを紹介します。

3 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、「PDCA サイクル」(Plan=計画)→(Do=実行)→(Check=評価)→(Act=改善)の考え方を基に、「(仮称)新発田市地域福祉推進会議」、「(仮称)新発田市地域福祉計画推進庁内部会」及び「担当者会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をホームページ等で公表します。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ図◆



(1) 進行管理体制について

「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、各福祉関係課と連携して取り組むとともに、「地域福祉活動計画」を実践する新発田市社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

(2) 成果指標について

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として以降の目標（成果指標）を掲げます。

□□□ 成果指標 □□□

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として目標（成果目標）を再掲します。

<新発田市>

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 地域のつながりを深め、支え合うまちに		
*支援決定プラン評価件数のうち支援終結となった件数の割合	56.0%	58.0%
*アンケート調査で「過去1年間に地域活動やボランティア活動に参加した」市民の割合	28.3%	50%
*アンケート調査で「今後の地域活動・ボランティア活動へ機会があれば取り組んでもよい」と考える市民の割合	40.9%	60%
基本目標2 次世代を育み、未来につなぐまちに		
*アンケート調査で「地域での支え合いについて、重要だと感じている」市民の割合	75.9%	90%
*アンケート調査で「過去1年間に地域活動やボランティア活動に参加した」市民の割合	28.3%	50%
基本目標3 いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに		
*健康づくりに取り組んでいる人の割合	78.9%	85.0%
*毎日の生活のなかで生きがいを感じている高齢者の割合	74.6%	79.0%
*ときめき週1クラブの活動団体数	81団体	95団体
*アンケート調査における暮らしの中での悩みや不安の項目で「自分や家族の健康に関すること」を挙げる市民の割合	55.4%	50%
*アンケート調査における暮らしの中での悩みや不安の項目で「老後の生活や介護に関すること」を挙げる市民の割合	47.7%	40%
基本目標4 地域福祉の力で希望をつなぐまちに		
*アンケート調査で「自分に必要な福祉情報を十分に入手できていると感じている」市民の割合	4.7%	10%
*アンケート調査の地域の住みやすさの設問において、「高齢者や障がい者が暮らすための環境」を視点としてあげた人の割合	5.1%	10%

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標5 安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに		
*新発田市あんしんメール登録者数	12,272人	13,172人
*アンケート調査で「要援護者登録活動へ協力したいとする」市民の割合	39.1%	60%
第5章 新発田市成年後見制度利用促進基本計画		
*アンケート調査で、成年後見制度について「よく知っている」市民の割合。	14.6%	40%
第6章 新発田市再犯防止推進計画		
*アンケート調査で、非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた『協力意向のある』市民の割合	39.3%	60%
*生活困窮者自立支援事業の相談者数	155人	200人

<新発田市社会福祉協議会>

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 地域のつながりを深め、支え合うまちに		
＊福祉活動推進に向けた福祉懇談会の開催地区数	1地区	17地区
＊地域みまもり隊登録者数	1,966人	3,000人
＊「暮らし」と「住まい」のふくし相談会相談件数	66件	80件
＊ボランティア登録者数（ボランティア保険加入者数）	1,111人	1,200人
＊ボランティアセンター利用者数	25,049人	26,500人
＊ボランティアフェスティバル来場者数	2,200人	3,000人
基本目標2 次世代を育み、未来につなぐまちに		
＊ふくし出前講座派遣件数	129件	150件
＊小学生から大学生を対象にした夏休み期間の福祉体験講座等参加者数	120人	180人
＊ふれあい・いきいきサロン団体数	46団体	70団体
基本目標3 いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちに		
＊ふくしの集い参加者数	202人	350人
＊日常生活自立支援事業利用者数	27人	40人
基本目標4 地域福祉の力で希望をつなぐまちに		
＊総合相談件数	392件	550件
基本目標5 安全で安心な暮らしを支える地域福祉のまちに		
＊災害ボランティア講座参加者数	182人	240人
＊災害ボランティアセンター登録者数	42人	70人
＊ふくし出前講座派遣件数（支え合いによる防災活動）	21件	30件

成果指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和14年度)
第5章 新発田市成年後見制度利用促進基本計画		
*成年後見センター新規相談件数	117件	150件
*成年後見センター継続支援件数（延べ）	534 件	800 件
*法人後見受任件数	13 件	20 件
*専門職による総合相談会の実施	2 回	5 回

資 料 編

1 データからみた新発田市

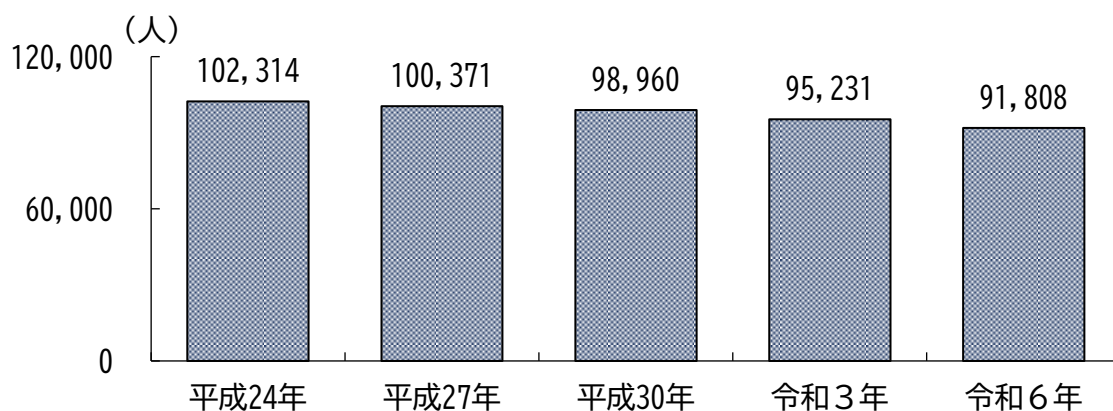
(1) 人口

①人口の推移

本市の人口は、減少を続けており、令和6（2024）年11月末日現在では91,808人となっています。

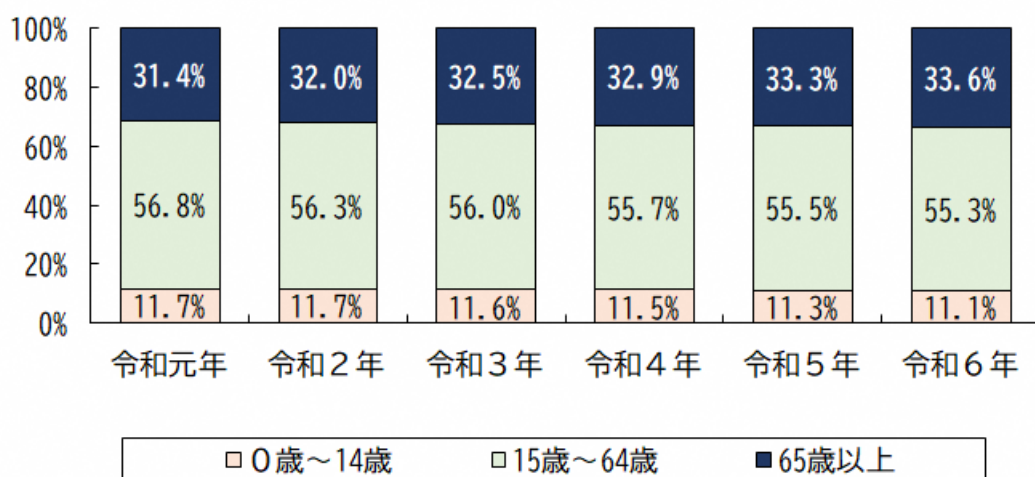
年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口の割合は微増傾向にあり、令和6（2024）年11月末日現在では33.6%となっています。

◆人口の推移



[資料] 住民基本台帳調べ（各年11月末日現在）

◆人口の年齢階層別割合の推移

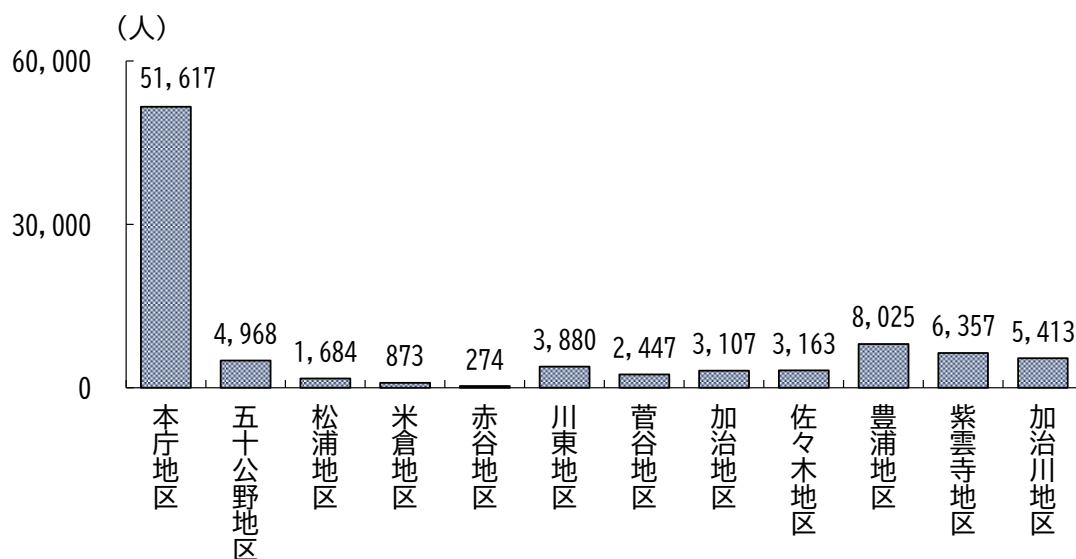


[資料] 住民基本台帳調べ（各年11月末日現在）

②地区別の人口

令和6（2024）年の当市の人口は、本庁地区が51,617人と最も多く、次いで豊浦地区が8,025人、紫雲寺地区の6,357人、加治川地区の5,413人と続いています。

◆地区別の人口



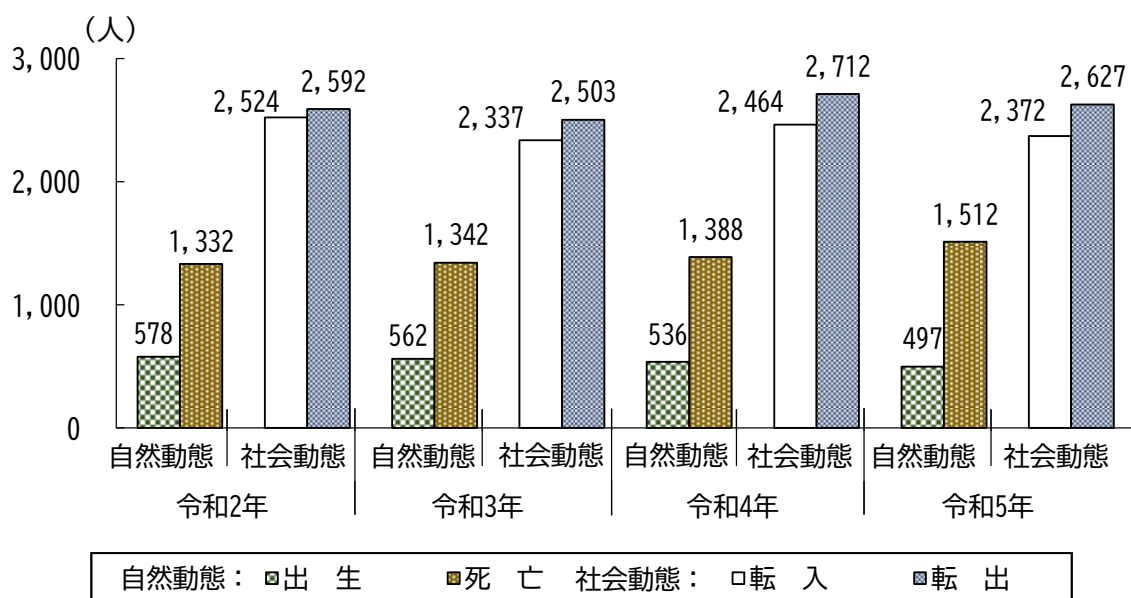
[資料] 住民基本台帳調べ（令和6年11月末日現在）

(2) 人口動態

自然動態を見ると、死亡が出生を大きく上回って推移しており、令和5（2023）年は1,015人の減少となっています。

社会動態は、転出が転入を上回って推移しており、令和5（2023）年は255人の減少となっています。

◆人口動態



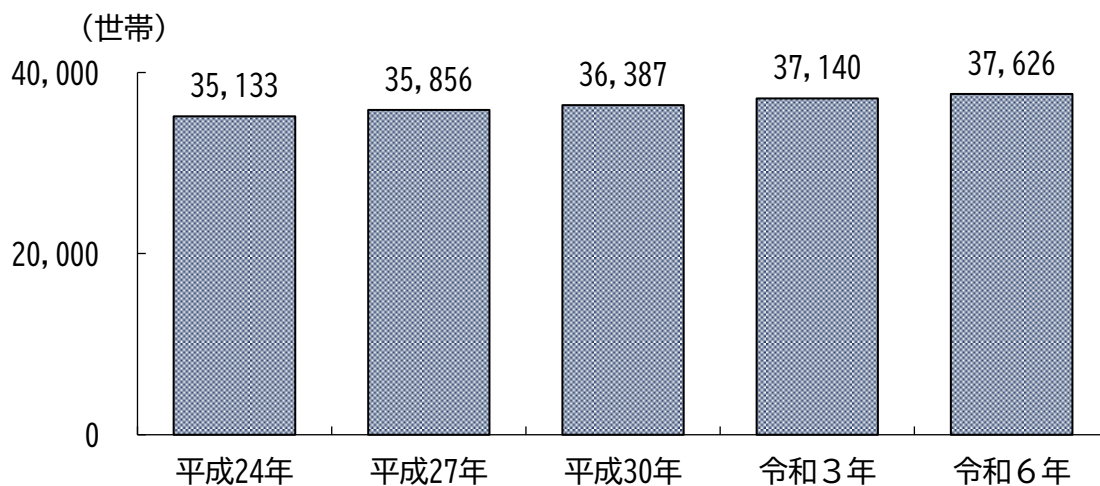
[資料] 新潟県人口移動調査（各年10月1日現在）

(3) 世帯等の状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は、増加を続けており、令和6（2024）年で37,626世帯となっています。

◆世帯数の推移

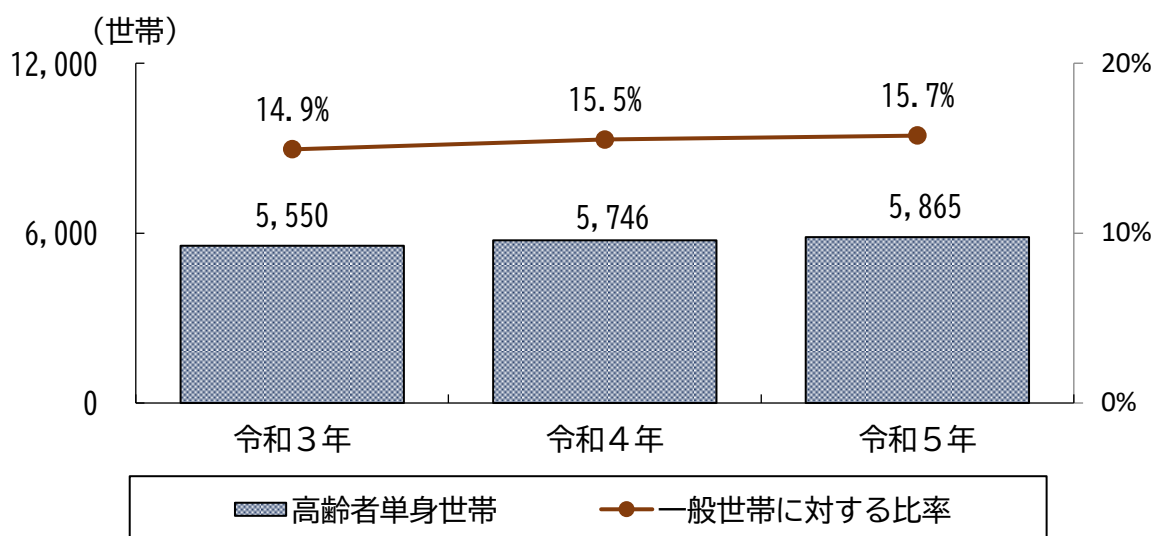


[資料] 住民基本台帳調べ（各年11月末日現在）

②高齢者世帯数の推移

本市の高齢者単身世帯（一人暮らしの高齢者世帯）数は増加傾向にあります。

◆高齢者世帯数の推移



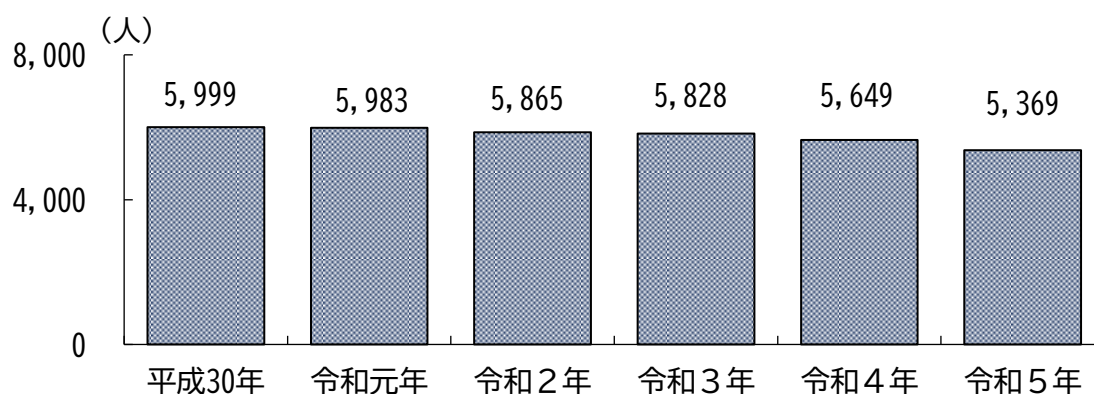
[資料] 住民基本台帳調べ（各年9月末日現在）

③要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定者数は平成 30（2018）年以降、5,000 人台で推移しており、減少傾向にあります。

※要介護（要支援）認定者：介護保険制度において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であると認定された人。認定及び程度の判定は、市の設置する介護認定審査会が行う。なお、要介護（要支援）認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。

◆要介護（要支援）認定者数の推移

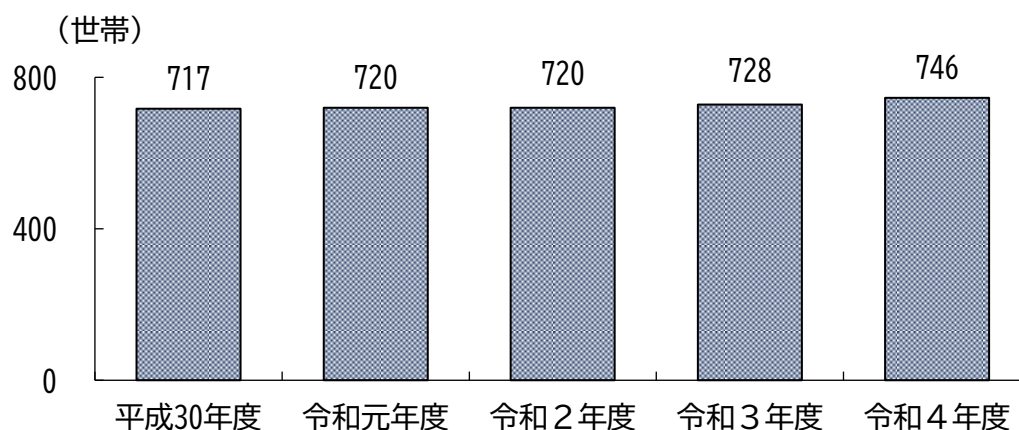


〔資料〕新発田市介護保険事業状況報告（各年9月月報より）

④生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数は、増加傾向にあり、令和4（2022）年度は746世帯となっています。

◆生活保護世帯数の推移



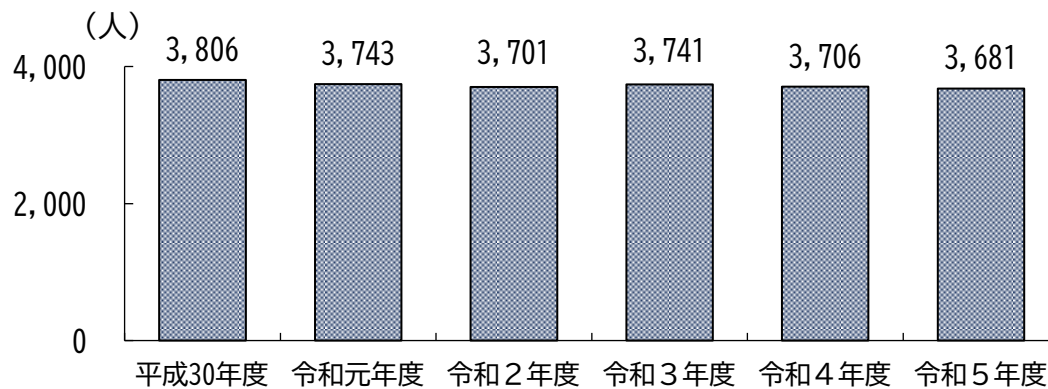
〔資料〕新発田地域振興局健康福祉環境部統計資料

(4) 障がい者の状況

①身体障がい者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は3,681人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移

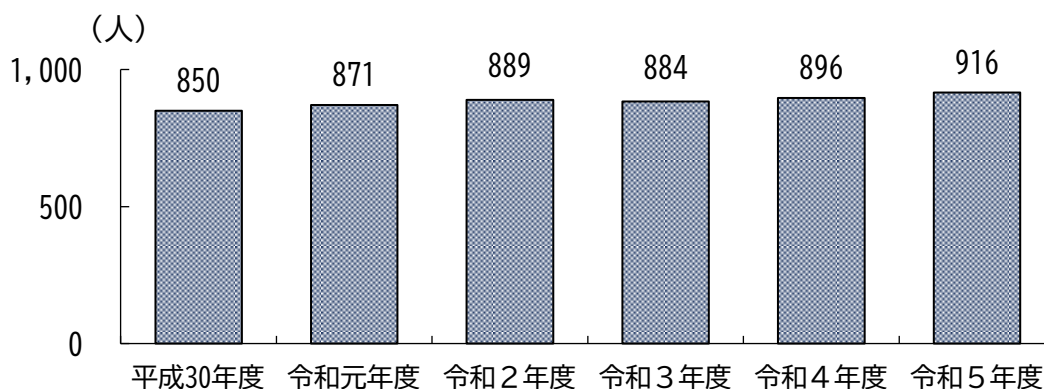


〔資料〕新発田市社会福祉課統計資料（各年度3月末日現在）

②知的障がい者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は916人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移

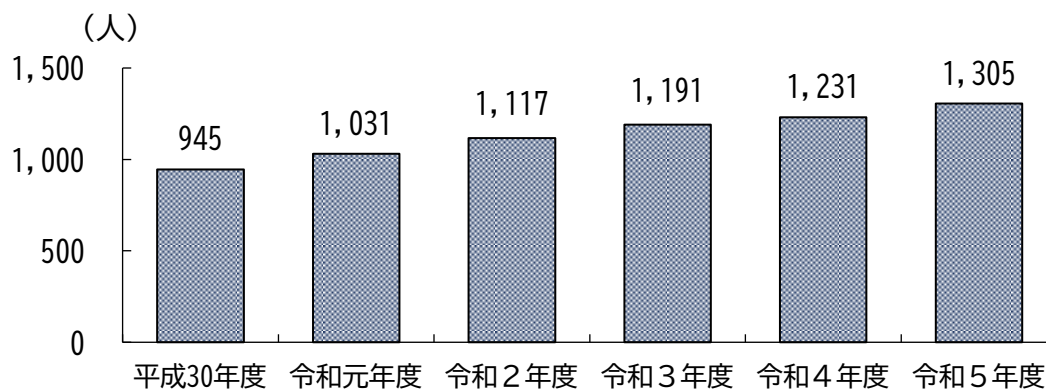


〔資料〕新発田市社会福祉課統計資料（各年度3月末日現在）

③精神障がい者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は1,305人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移



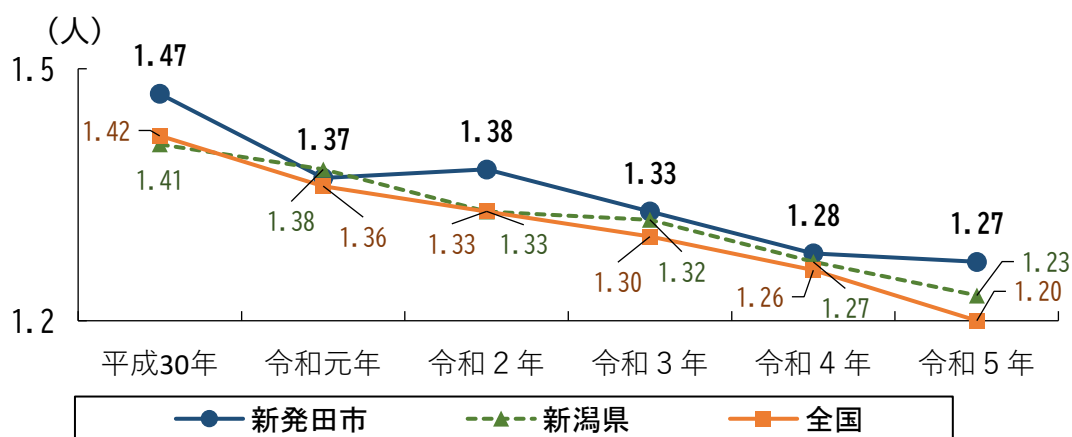
〔資料〕新発田市社会福祉課統計資料（各年度3月末日現在）

(5) 子どもの状況

①合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は低下傾向にあり、令和5（2023）年は1.27まで低下しています。ただし、国や県に比べると低下幅は穏やかになっており、令和2年（2020）年以降は国や県の水準よりも高く推移しています。

◆合計特殊出生率の推移

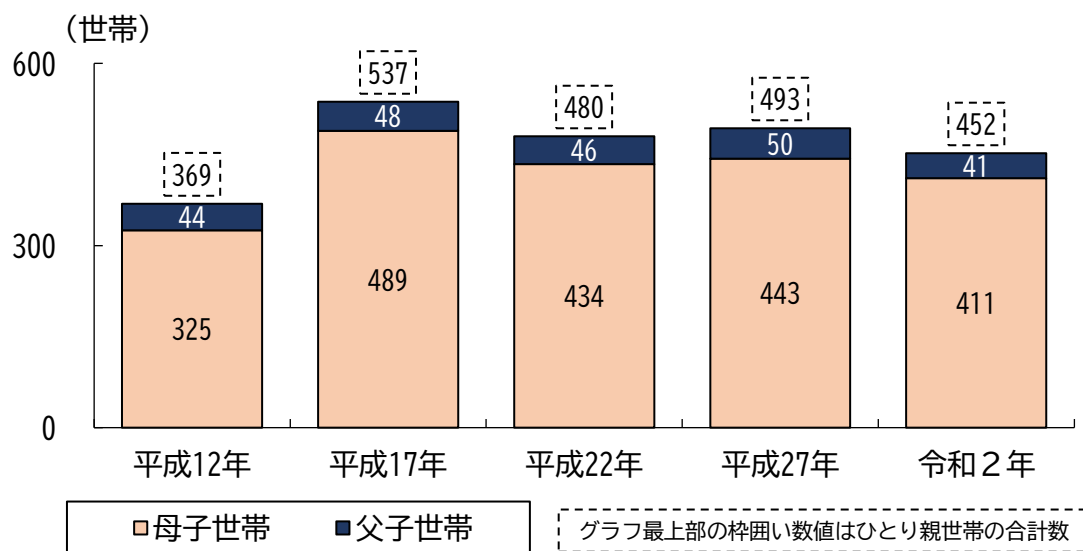


〔資料〕新潟県福祉保健年報

②ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯は令和2（2020）年で452世帯となっています。父子世帯は緩やかな増減を繰り返して令和2（2020）年は41世帯となっています。また、母子世帯は平成27（2015）年までは増加傾向にありましたが、以降は減少に転じて、緩やかな増減を繰り返して令和2（2020）年は411世帯となっています。

◆ひとり親世帯数の推移

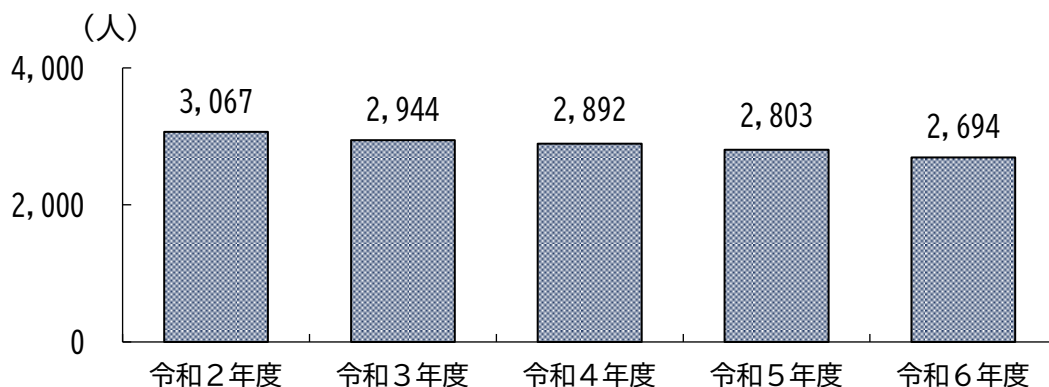


〔資料〕 国勢調査

③入園児童数の推移

本市の入園児童数は出生数の減少に伴い減少傾向にあり、令和6（2024）年度は令和2（2020）年度よりも15%程度減少しています。

◆入園児童数の推移



〔資料〕 新発田市こども課統計資料（各年度10月1日現在）

(6) 地域活動等の状況

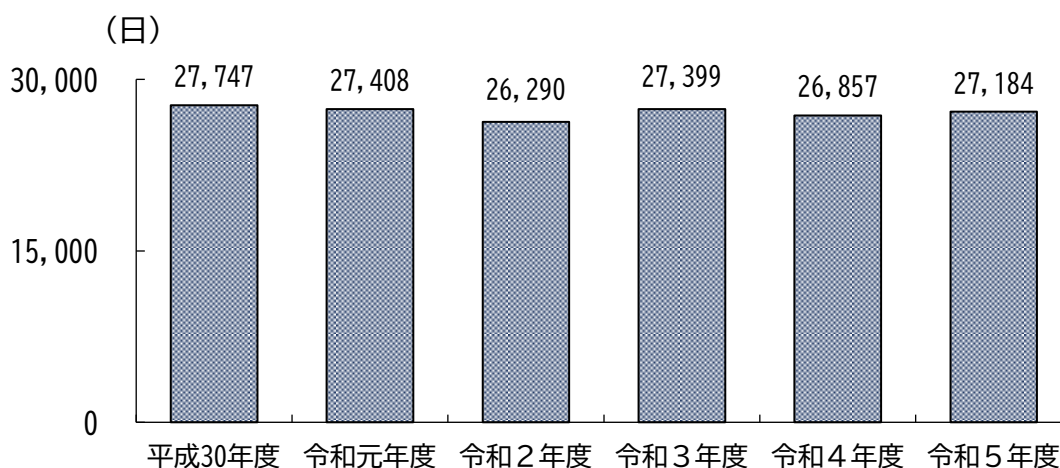
民生委員・児童委員の状況

本市の民生委員・児童委員は令和6（2024）年3月末日現在で173名が活動しています。

令和5（2023）年度実績では年間延べ活動日数は27,184日となっています。

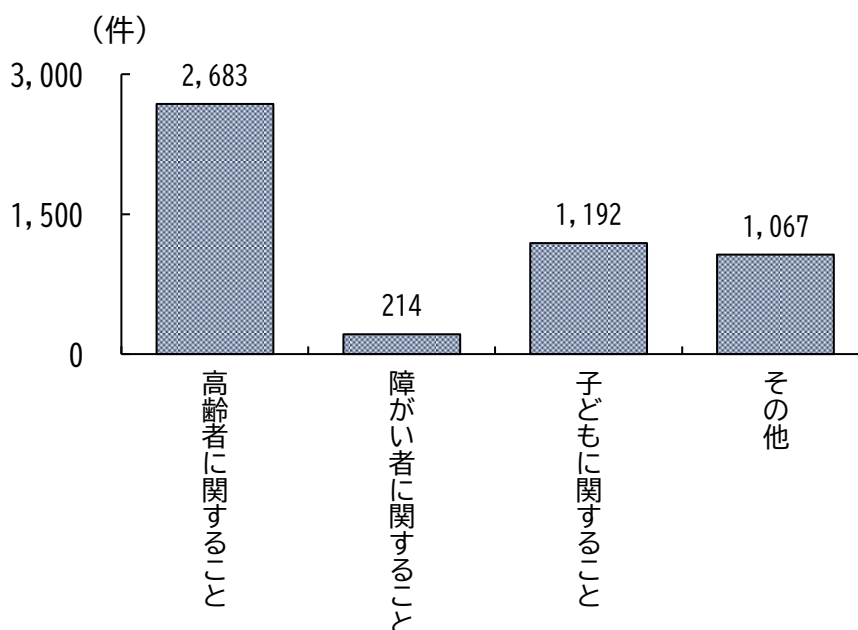
また、令和5（2023）年度の主な相談内容は高齢者に関することが半数以上を占め、抜き出て多くなっています。

◆民生委員・児童委員の延べ活動日数



[資料] 新発田市社会福祉課統計資料（各年度3月末日現在）

◆内容別相談件数



[資料] 新発田市社会福祉課統計資料（令和6年3月末日現在）

2 市民アンケート（地域をより良くするためのアンケート）調査

調査の概要及び主な結果について抜粋し、掲載しました。

（１）調査概要

「第３期新発田市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するにあたり、調査を行い、市民の地域福祉等に関する現状や課題、意識やニーズの分析を行うことにより、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

※アンケート調査結果の詳細については、市ホームページに掲載しています。

①実施方法及び実施時期

調査は郵送配布、郵送及びWEB回収方式で、令和６（２０２４）年８月５日～８月２０日（調査票上の実施期間）に行いました。

②調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は、新発田市内にお住いの１８歳以上の方から２,５００人を無作為に選び、調査票を配布しました。

また、９６０件の有効回答（有効回収率３８．４％）がありました。

③集計・分析にあたって

図表中の「ｎ」とは回答者総数（または該当者質問での該当者数）のことで、１００％が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

数値（％）は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しないことがあります。

例：回答者総数３人で、「はい」：１人（３３．３％）、

「いいえ」：１人（３３．３％）、「無回答」：１人（３３．３％）

の場合等、合計しても必ずしも１００％とはなりません。

図表中の数値（％）の合計と分析文中の数値（％）の合計は、数値（％）を単位未満四捨五入している影響により一致しないことがあります。

複数回答の場合、回答者総数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が１００％を超えることがあります。

本文において、グラフ等の図や表中に掲載した内容のうち、５％水準で統計的に有意ではない結果については、割愛しています。

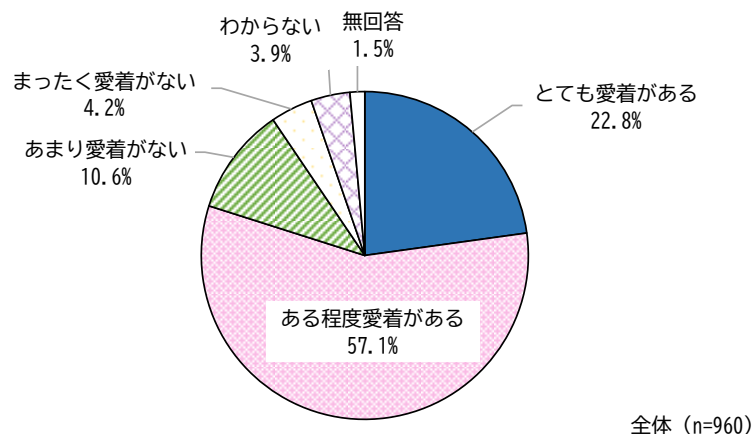
本文及びグラフ等の図や表中、意味をそこなわない範囲で簡略化した選択肢があります。

グラフ等の図中データラベルの表記については、視認性を鑑みて分析に影響のない範囲で非表示としている場合があります。

(2) 主な調査結果

①地域に対する愛着

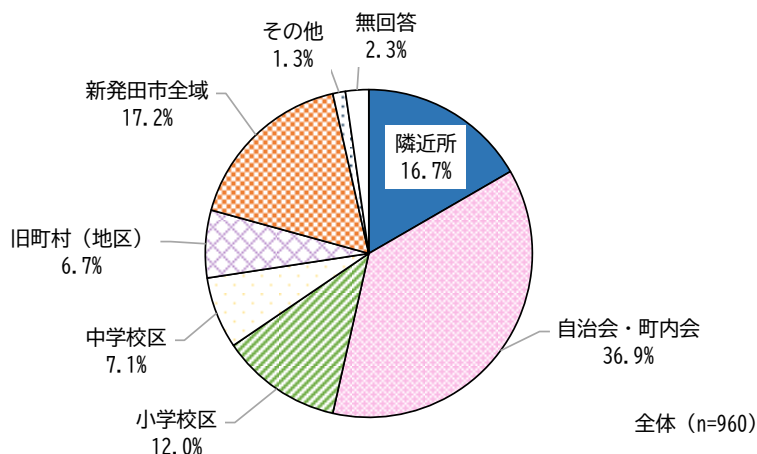
問 あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか。(〇は1つのみ)



愛着を持つ人が多いものの、一定数の人は「愛着がない」と感じており、地域に対する感情にはばらつきがあります。

②地域の範囲の感じ方

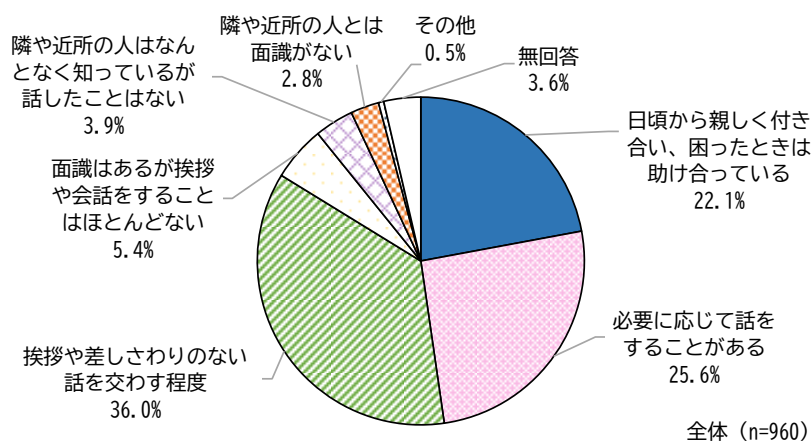
問 あなたにとって「地域」と感じるのはどれくらいの範囲ですか。(〇は1つのみ)



比較的小規模な地域単位（自治会や隣近所）を「地域」と捉える人が多い一方で、広範囲な認識を持つ人も一定数存在します。

③近隣との付き合い方

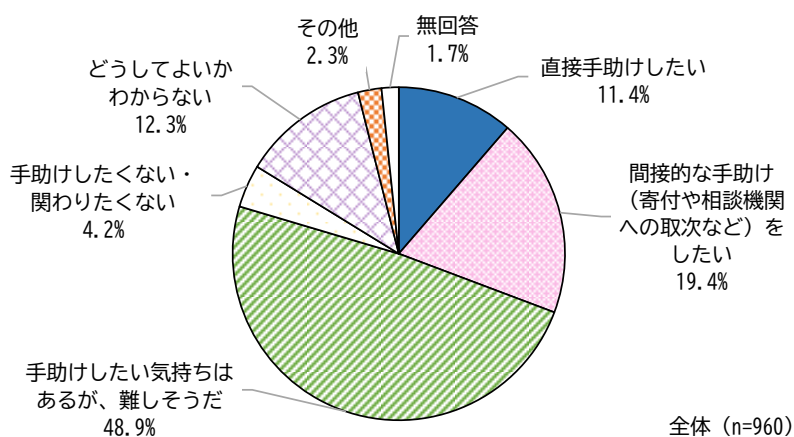
問 現在、近隣の方（徒歩5分程度の範囲）とどのような付き合いをしていますか。（○は1つのみ）



親密な付き合いは少なく、挨拶程度の関係が一般的です。

④地域生活の支援意識

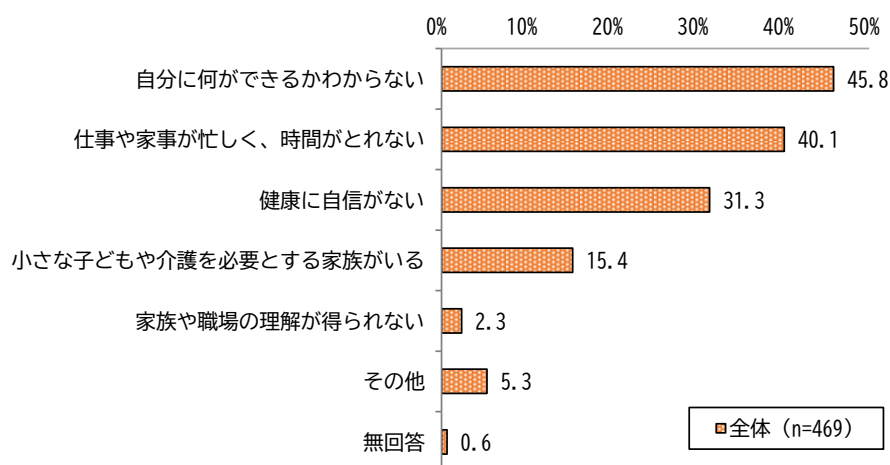
問 地域の方が生活課題（福祉や病気、暮らし、防災など）に困っている場合、あなたはどのようにしますか（どう考えますか）。（○は1つのみ）



多くの人が支援の意欲を持っていますが、行動に移すことに対して困難を感じています。

⑤手助けが難しい理由

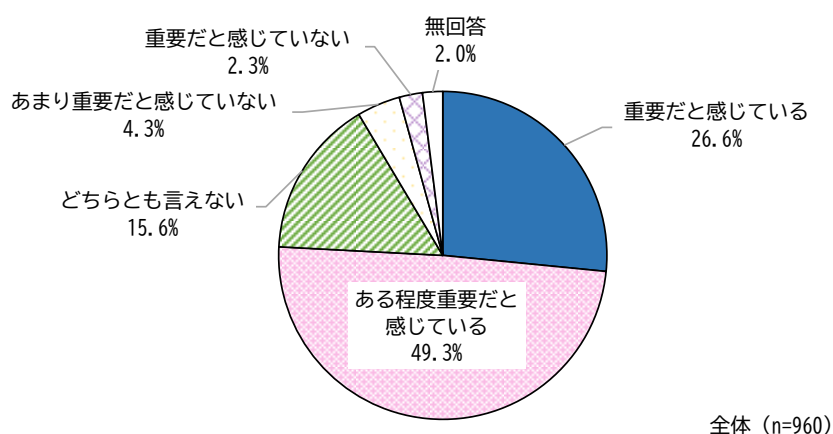
問 （前問で「手助けしたい気持ちはあるが、難しそうだ」と答えた方にお聞きします）
手助けをすることが難しい主な理由は何ですか。（〇はいくつでも）



支援の困難さは、時間の制約や自身のスキル不足が主な要因となっています。

⑥地域での支え合い助け合いについての意識

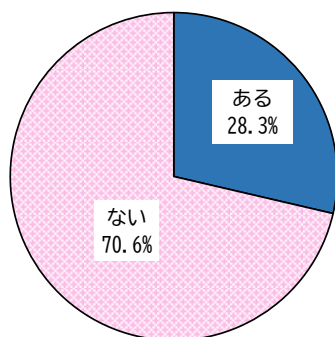
問 あなたは地域での支え合い助け合いについてどのように感じていますか。（〇は1つのみ）



回答者の約8割が地域での支え合いや助け合いを重要と感じているものの、約2割はそれほど重要視していないか、判断がつかないとしています。

⑦地域活動やボランティア活動の経験

問 あなたは過去1年間に地域活動（防犯・防災・環境美化・子ども会など）やボランティア活動をしたことがありますか。（○は1つのみ）

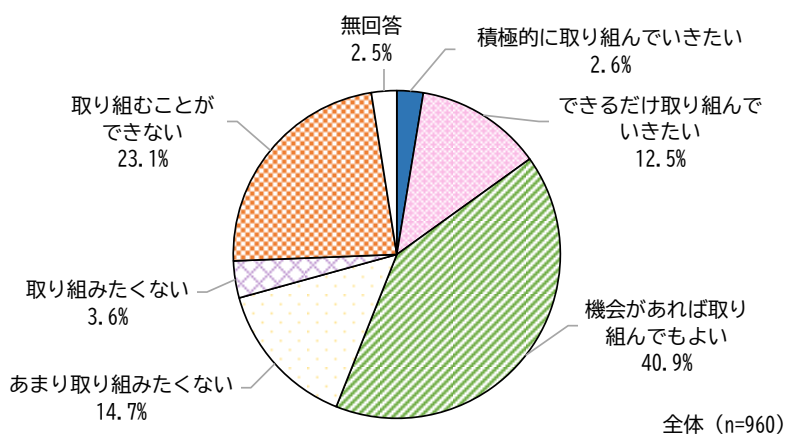


全体（n=960）

7割以上の回答者が地域活動やボランティア活動に参加したことがないことがわかり、参加率は低い傾向にあります。

⑧今後の地域活動・ボランティア活動への意欲

問 あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動など、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。（○は1つのみ）

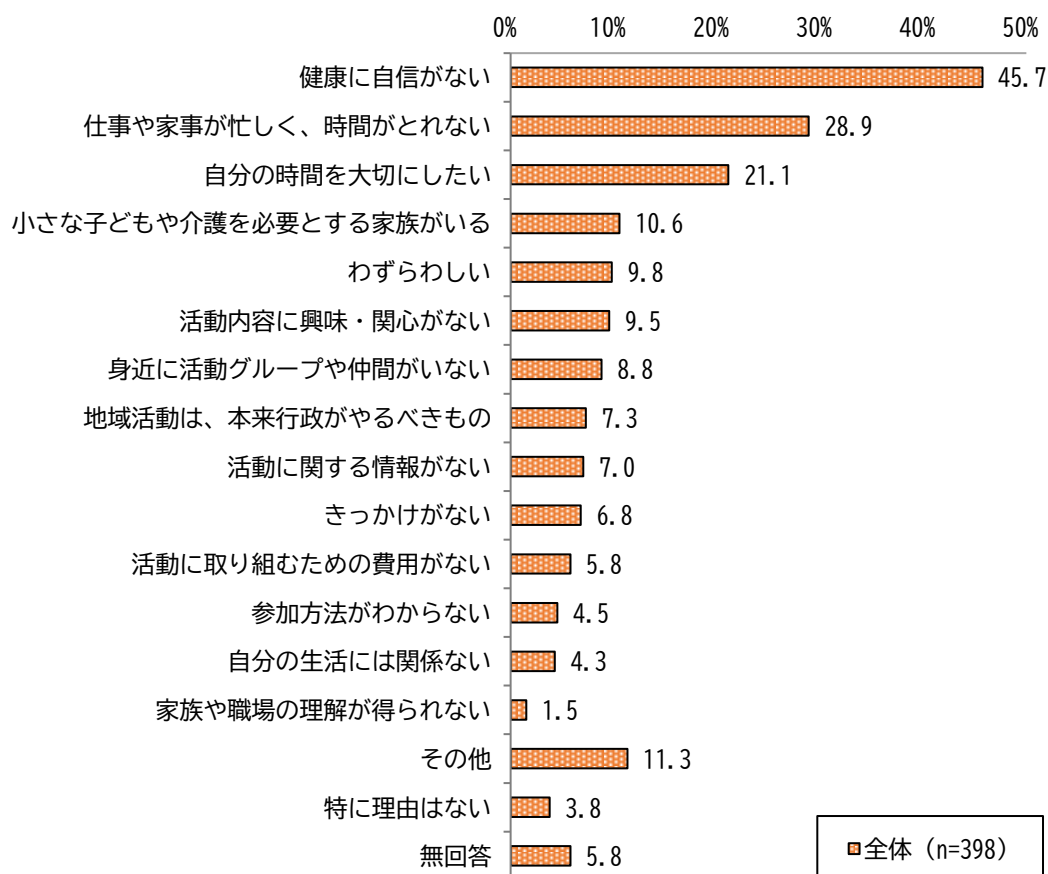


全体（n=960）

多数は機会があれば地域活動やボランティア活動に参加したいと考えていますが、一定数の人は参加することが難しいとしています。

⑨地域活動に取り組みたくない理由

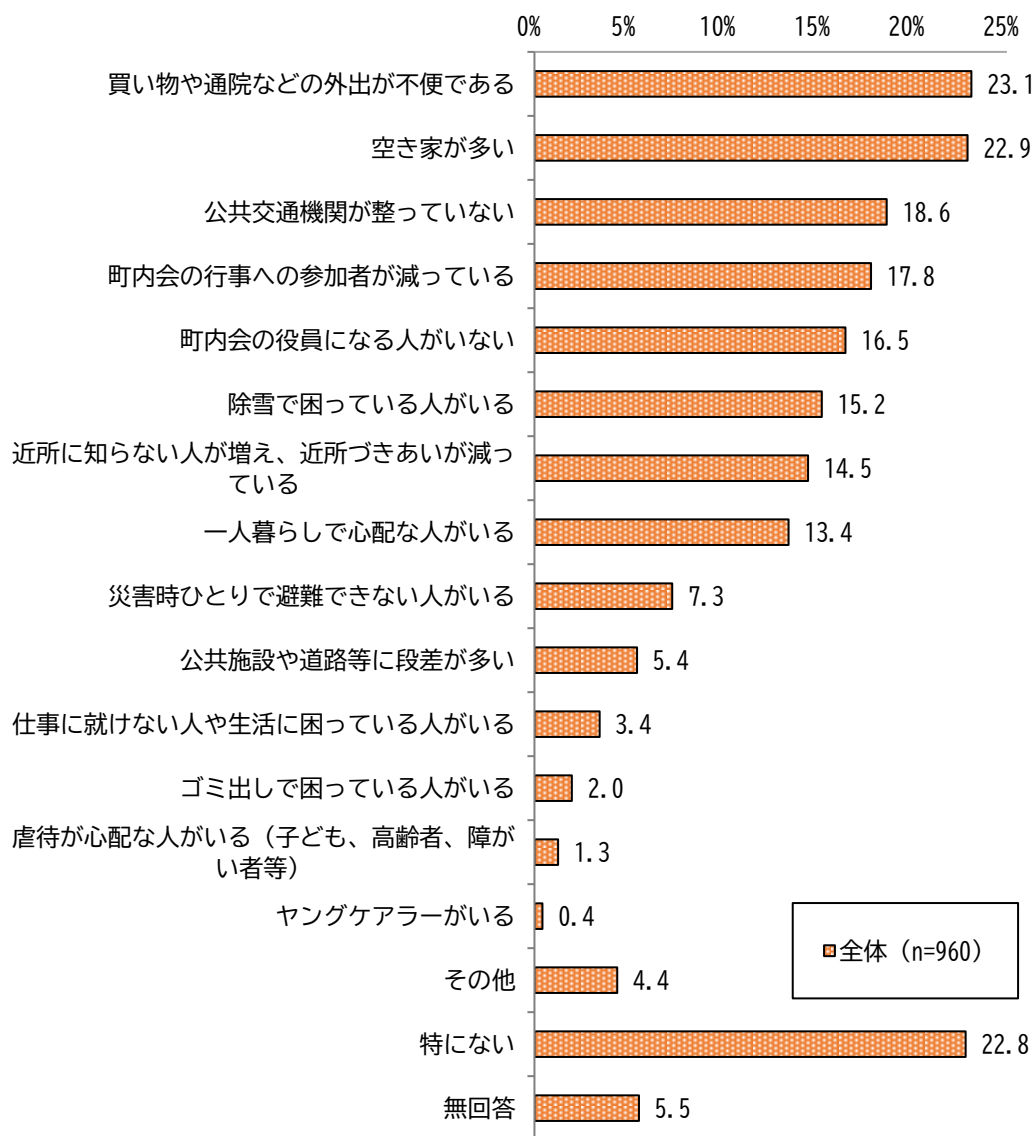
問 （前問で「あまり取り組みたくない」、「取り組みたくない」、「取り組むことができない」と答えた方にお聞きします）あなたが地域での活動に取り組みたくない（取り組むことができない）主な理由は何ですか。（〇はいくつでも）



健康や時間的制約が主な理由として挙げられており、これが地域活動への参加を妨げる要因になっています。

⑩地域での問題や課題

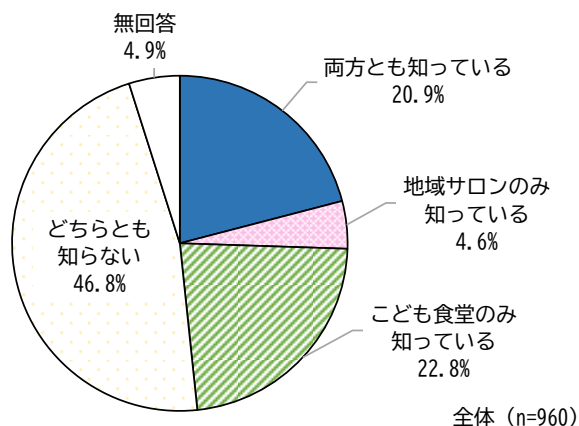
問 あなたがお住まいの地域で、問題(課題)だと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)



買い物や通院の不便さや空き家の増加が主な課題として挙げられていますが、「特にない」と答えた人も約23%存在します。

⑪地域サロンやこども食堂の認知状況

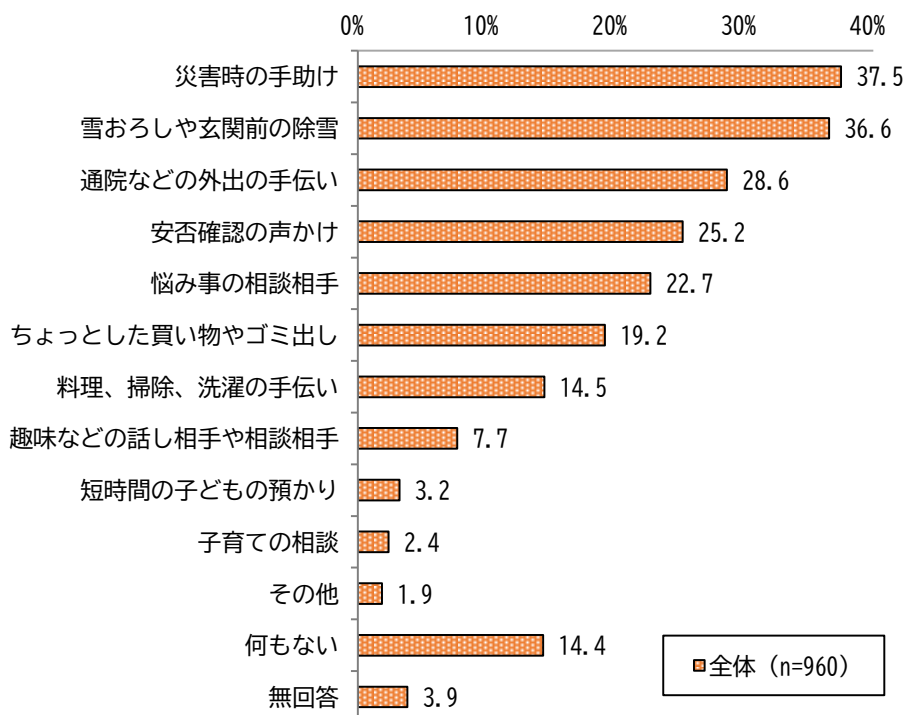
問 子どもから大人まで気軽に集い、交流する場所として、地域の人あるいは民間団体が運営する「地域サロン」や「こども食堂」があります。このような場所が市内にあることを知っていますか。（○は1つのみ）



約半数の回答者が地域サロンやこども食堂の存在を認知しておらず、地域の交流の場としての認識が不足しています。

⑫日常生活で不自由になった場合の希望

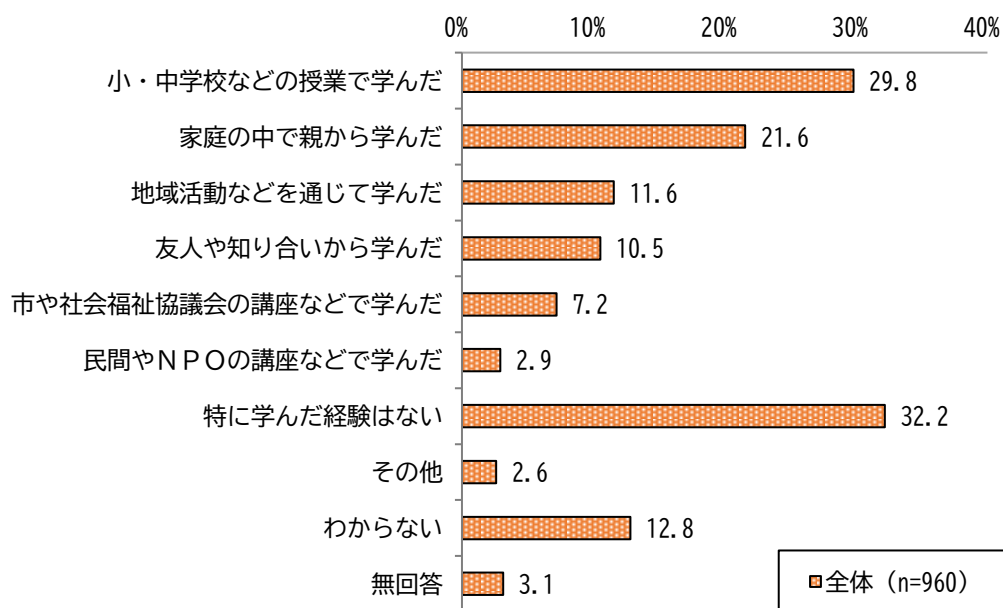
問 あなたが日常生活で不自由になった場合、地域で何をして欲しいですか。（○はいくつでも）



災害時の対応や日常的な生活支援へのニーズが高く、特に物理的なサポートが求められています。

⑬福祉教育の経験状況

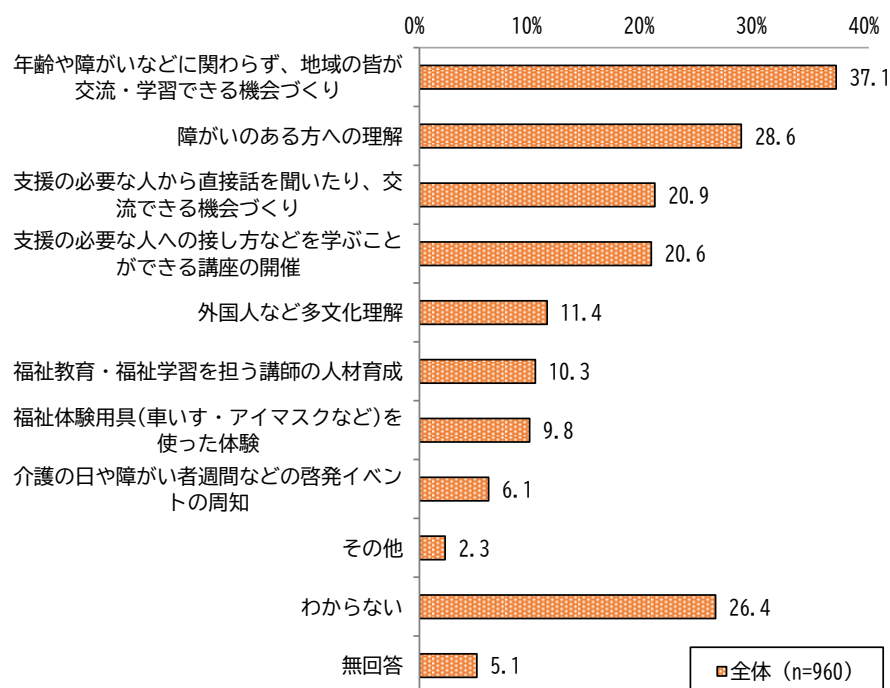
問 あなたは、思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育・学習などを受けた経験がありますか。(〇はいくつでも)



福祉教育の経験は学校や家庭に集中しており、地域活動を通じた学びは比較的少数です。また、学んだ経験がないとの回答が3割以上にのぼり、福祉教育の機会不足が課題となっています。

⑭効果的な福祉教育の取組

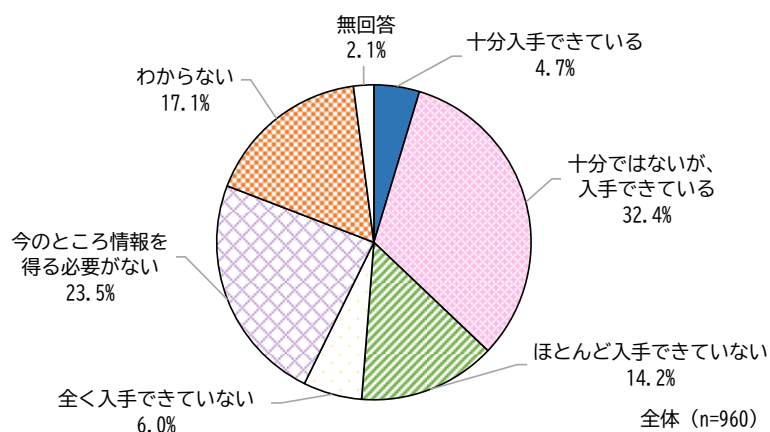
問 福祉教育・福祉学習をより効果的に行っていくために、どのような取組が必要と考えますか。
(〇はいくつでも)



福祉教育の推進には、さまざまな人々が集まり交流しながら学ぶ場を求める声強く、実践的な体験学習の場の提供が求められています。また、福祉に関連する啓発イベントや体験学習の機会を増やすことの重要性が指摘されています。

⑮福祉サービスの情報入手状況

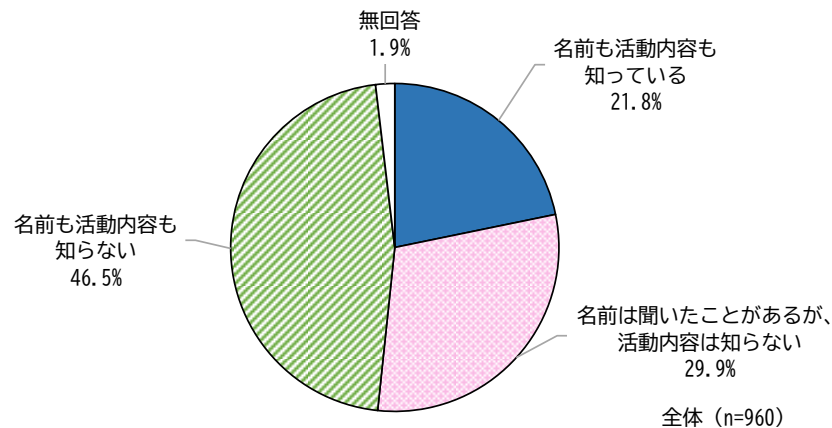
問 あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できていると思いますか。(〇は1つのみ)



福祉サービスの情報に対して多くの人が不十分さを感じており、情報取得の満足度は低いレベルにあります。また、福祉サービスの情報が不要だと感じる人も一定数存在しています。

⑩ 民生委員・児童委員の認知状況

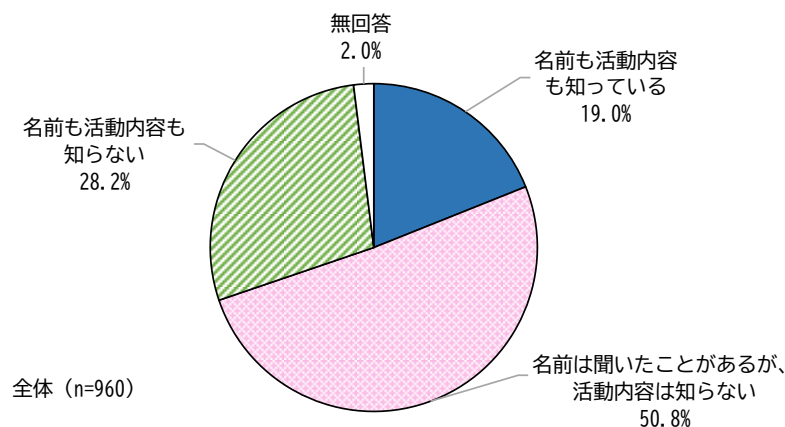
問 あなたは、あなたが住んでいる地区を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。(○は1つのみ)



民生委員・児童委員の認知は低く、活動内容まで知っている人は少ない状況です。約半数が名前すら知らないことから、周知が不十分であることがわかりました。

⑪ 社会福祉協議会の認知状況

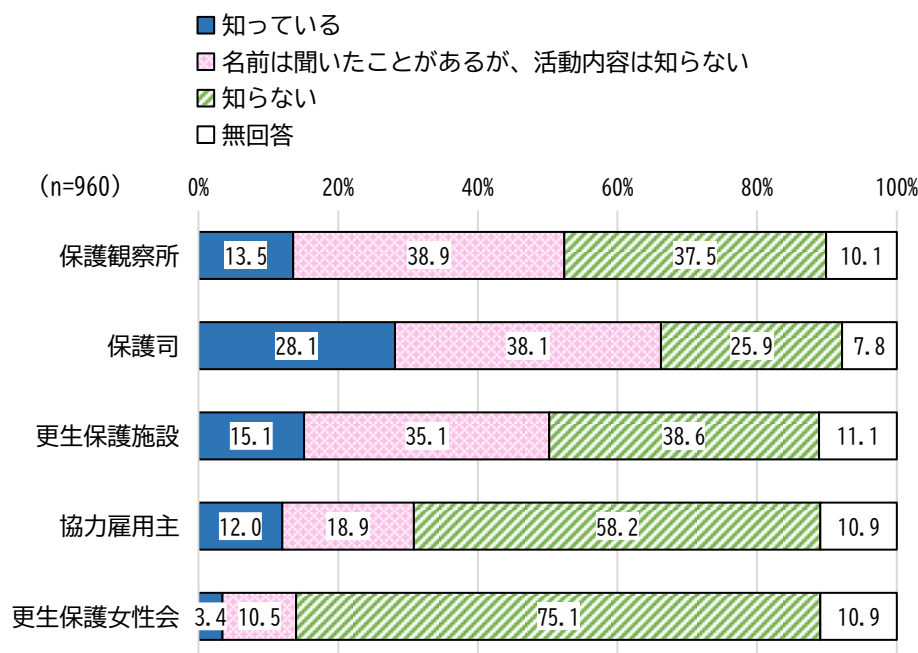
問 あなたは、地域の福祉推進を図るために諸活動を行う社会福祉協議会という組織を知っていますか。(○は1つのみ)



社会福祉協議会の活動内容を知っている人は少なく、名前を知っている人の割合に対して活動内容の認知が低い状況です。

⑱再犯防止に関する施設や団体の認知状況

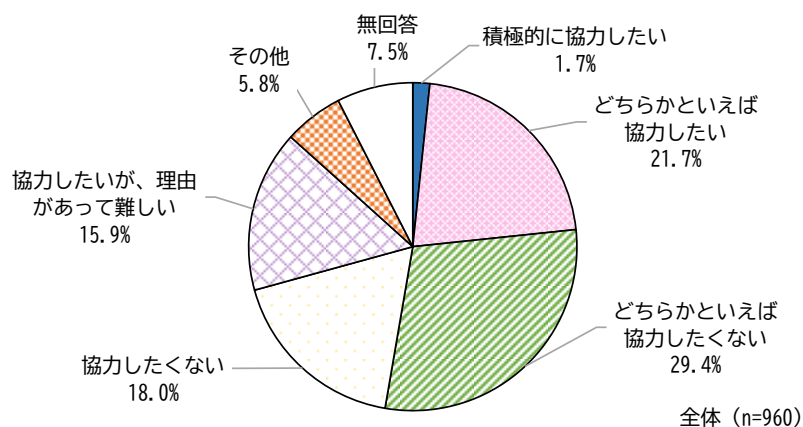
問 あなたは、再犯防止に関する次の施設や団体について知っていますか。施設・団体名について、あてはまるものに○をしてください（○はそれぞれ1つのみ）



再犯防止に関連する団体や施設の認知は全般的に少なく、特に「協力雇用主」や「更生保護女性会」の知名度の低さが目立ちます。また、活動内容を把握している人が少ないため、これらの団体や施設がどのような役割を果たしているのか十分に理解されていないことがわかりました。

⑲立ち直りに対する協力意識

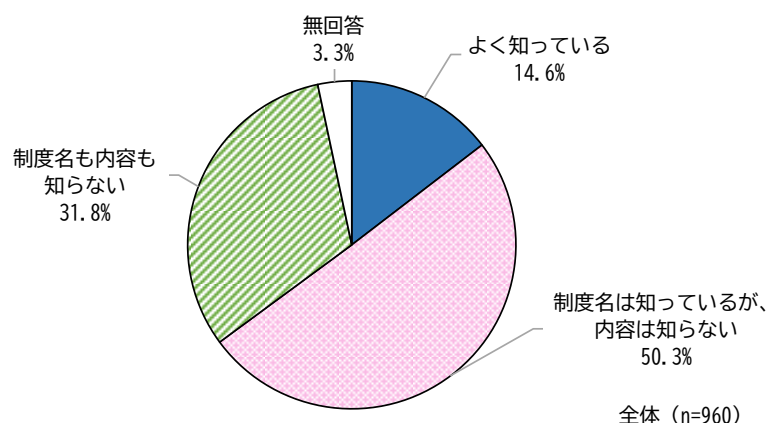
問 非行や犯罪をした人たちの立ち直りに協力したいと思いますか。（○は1つのみ）



立ち直り支援への協力意識は低調であり、特に積極的に協力したいという意見が少ないことが特徴的です。協力に対する障壁や抵抗感が存在する可能性があります。

②成年後見制度の認知状況

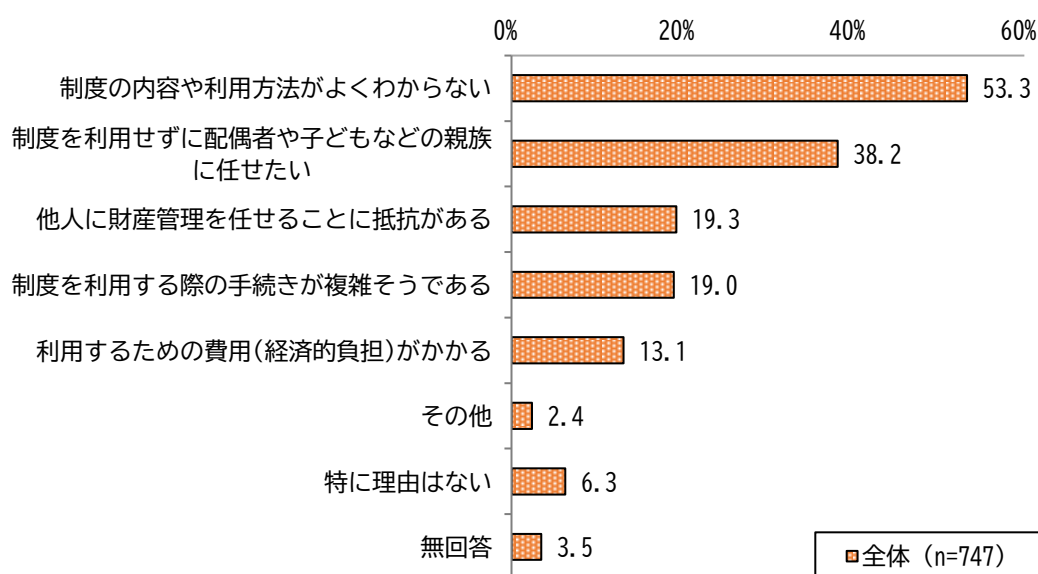
問 あなたは成年後見制度について知っていますか。(○は1つのみ)



成年後見制度に関する認知者は決して多いとはいえず、特に内容まで理解している人は少数です。半数以上の人々が制度名だけを知っている状態であり、情報提供の不足が課題として浮き彫りになっています。

③成年後見制度を利用したくない理由

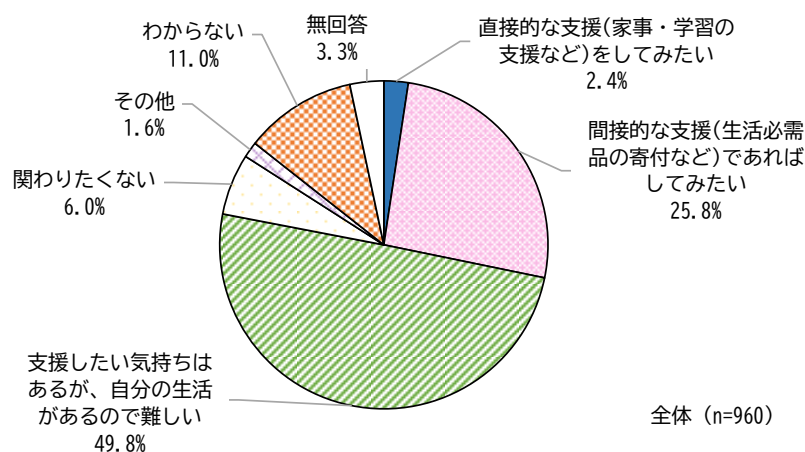
問 (成年後見制度を「利用したくない」、「わからない」と答えた方にお聞きします)
「利用したくない」あるいは「わからない」と答えた理由は何ですか。(○はいくつでも)



成年後見制度の内容や利用方法に対する理解不足が、利用を避ける主な理由として挙げられています。また、家族以外の第三者に財産管理を任せることへの抵抗感が根強くみられます。

②生活に困っている人を地域で支えることに対する意識

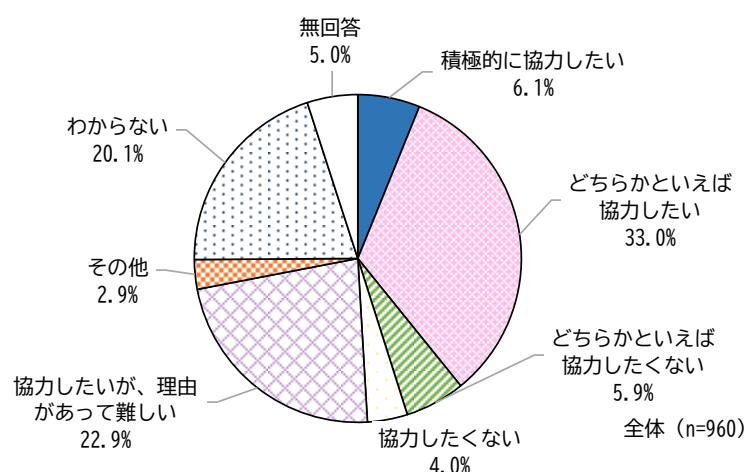
問 生活に困っている人を地域で支えることについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つのみ)



地域での支援意欲はあるが、生活の制約から実際に支援活動に参加するのは難しいと感じる人が多い現況です。直接的な支援よりも間接的な支援の方がハードルは低く、参加しやすい傾向がみられます。

③「要援護者」登録活動への協力意向

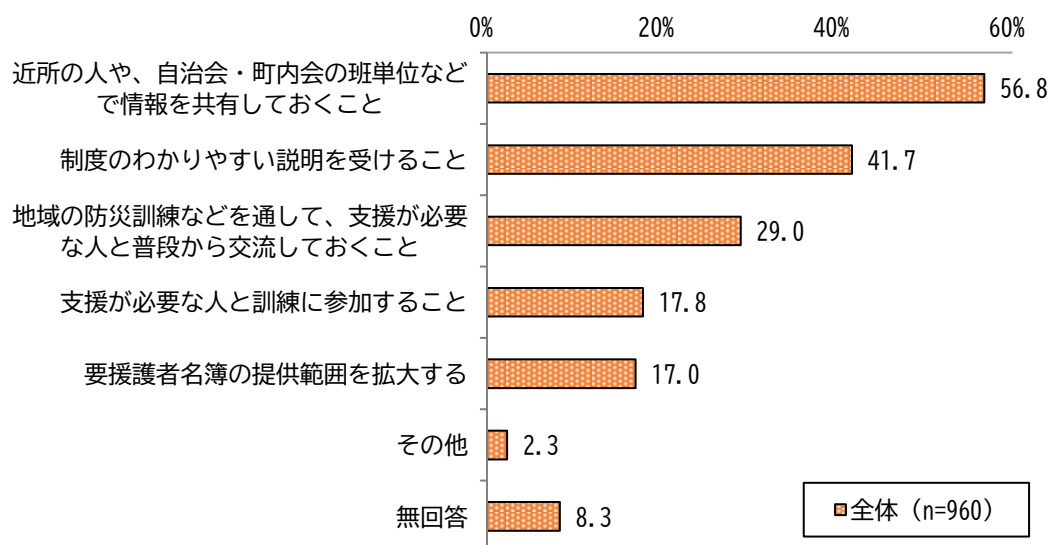
問 市では、災害時に避難することが困難な方を地域の助け合いによって避難できるよう「要援護者」登録していますが、この活動に協力したいと思いますか。(〇は1つのみ)



協力の意欲はあるものの、積極的な協力の意向を示した人は少数派であり、多くの人が支援活動の参加に対するハードルを感じています。特に、「理由があって難しい」と答えた人が2割以上いることから、具体的な障壁があることがうかがえます。

④要援護者の方を手助けするための取組

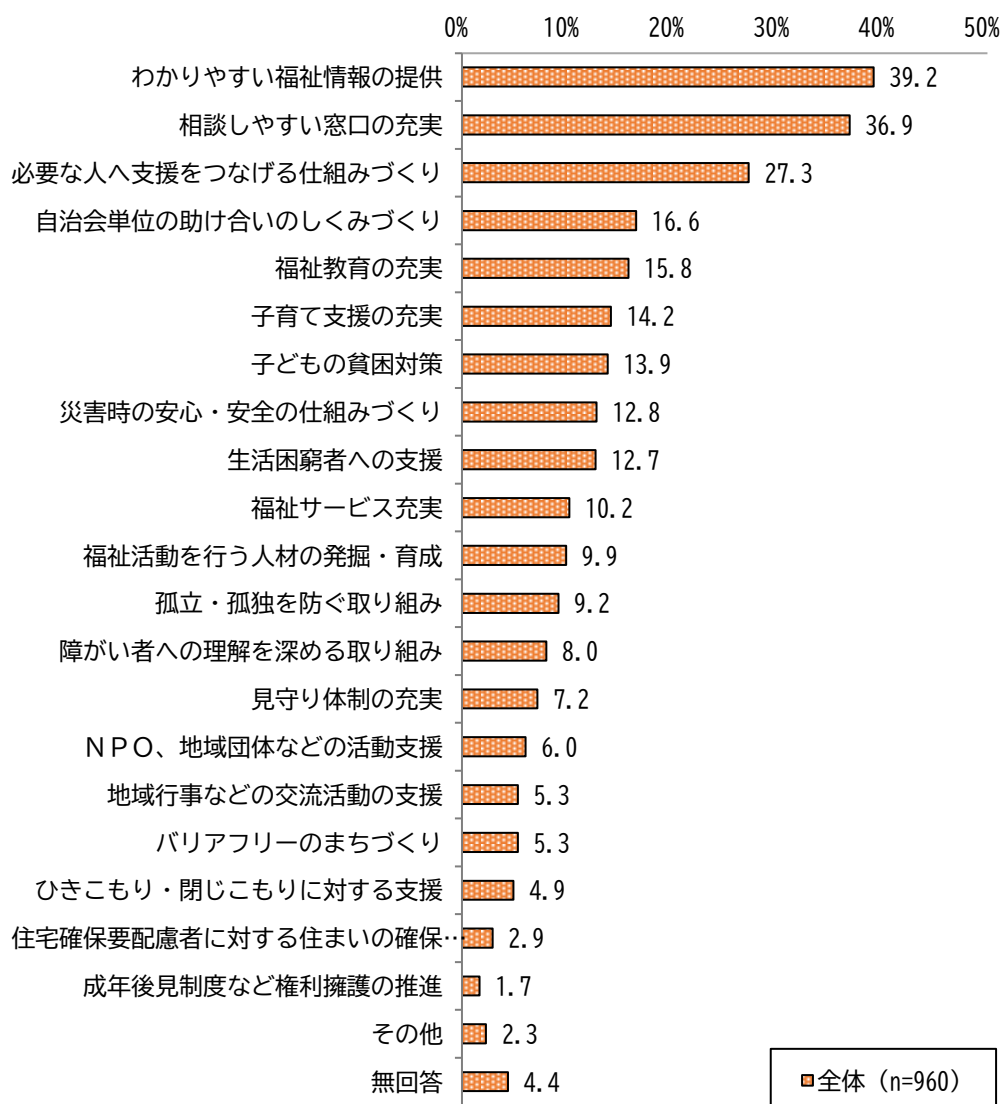
問 要援護者の方を手助けするにあたっては、どのような機会や取り組みがあれば手助けがしやすくなると思いますか。(〇はいくつでも)



情報の共有や制度の理解が支援活動の促進において重要視されており、支援体制の整備には、具体的な行動を促す取組が必要です。また、日常的な交流や訓練を通じて支援意識の向上を図ることが求められています。

⑤地域福祉を進めていくために市が優先的に取り組むべき施策

問 地域福祉を進めていくために、市が優先的に取り組むべき施策は、どのようなことだと思いますか。特に優先してほしいものを3つまで教えてください。(〇は3つまで)



福祉情報の提供や相談窓口の充実が重視されており、市民が支援を利用しやすくなるための施策が重要視されています。現況、災害対策や生活困窮者支援は相対的に優先度が低くなっています。

3 相談支援機関等アンケート（地域福祉の推進に向けたアンケート）調査

調査の概要及び主な集計結果について抜粋し、掲載しました。

（１）調査概要

「第３期新発田市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するにあたり、調査を行い、各相談支援機関等の相談支援における全般的な課題や組織間の連携等に関する考え方の分析を行うことにより、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

①実施方法及び実施時期

令和６（２０２４）年９月１３日～９月２７日に対象の事業所にメールにより照会を行いました。

②調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は、新発田市内の「基幹相談支援センター」、「こども家庭センター」、「地域包括支援センター（５カ所）」、「相談支援事業所（８カ所）」、合計１５カ所に依頼しました。また、１４カ所からの回答がありました。

(2) 主な集計結果

①専門以外・業務範囲以外への相談対応状況

問 貴機関が住民から受け付けた相談内容が、貴機関が主に関わる専門以外の分野の内容であったり、貴機関が通常関わる業務範囲以外の相談内容である場合、どのように対応していますか。
(主なもの2つまで)

	回答件数	割合
直接担当する機関に連絡し、相談者と同行してつないでいる	8	57.1%
直接担当する機関に連絡し、相談者と同行せずにつないでいる	5	35.7%
市役所の担当部署に連絡している	7	50.0%
相談者に担当部署や相談先を伝え、相談者から直接担当部署へ相談してもらっている	4	28.6%
業務範囲以外の相談内容であっても、できる範囲で対応している	2	14.3%
【対応の多い記載内容】 ・相談を受け付け、できる範囲で対応し、対応するなかで範囲外の内容については引き継ぐ。 ・相談支援事業の中で不登校や受診等のサービス利用以外の相談がある ・生活費についての相談→新発田市の生活支援係に相談するようお伝えしている。 ・65歳以下の生活困窮者や未受診などの健康課題やアルコール依存のある方、ひきこもりの相談。情報提供や相談は本人家族・近隣住民・民生委員・医療機関から来ることが多い（2カ所から回答）。 ・相談支援事業の中で不登校や受診等のサービス利用以外の相談がある。 ・本人や家族の状況により回答2～4の時もあります。 ・高齢分野（介護保険） ・住宅（一人暮らし等）相談支援事業の中で不登校や受診等のサービス利用以外の相談がある。		
その他の方法で対応している	0	0.0%
専門以外の相談を他の機関につないだり、業務範囲以外の相談に対応したりしていない	0	0.0%
回答力所数	14	100.0%

相談内容が専門外である場合でも、相談者を支援するための積極的な対応が行われていることがわかります。「直接担当する機関に連絡し、相談者と同行してつないでいる」が最も多く、対応の際に伴走する姿勢が重要視されていることがうかがえます。一方で、「相談を他機関につないだり業務範囲以外の相談に対応しない」という消極的な選択肢は選ばれておらず、対応の柔軟性が現状の支援体制の特徴となっています。

②他機関等との連絡や連携の円滑さへの感じ方

問 相談者への支援に当たり、貴機関が他の相談機関や他の施設と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じていますか。（1つだけ）

	回答件数	割合
感じる	10	71.4%
感じない	4	28.6%
計	14	100.0%

他機関等との連携について「感じる」と答えた回答が多数を占めており、連携が一定の水準で機能していることが分かります。一方、「感じない」とする回答も存在しており、現場ではまだ課題が残っていることがわかります。

③円滑さを感じない理由

問 前問で「（スムーズに行われていると）感じない」を選んだ機関におうかがいします。
その理由として最もあてはまるのは何ですか。（1つだけ）

	回答件数	割合
連携に必要な相談機関や施設などの資源が地域に少ない	0	0.0%
連携先と日頃から交流がない	1	25.0%
連携先の業務に関する知識に乏しいため、連絡しづらい	1	25.0%
その他（・連携先の担当者の力量による。 ・毎回ではないが、お互いにかかわりのある利用者について情報共有ができていない場合があったり、個人情報で教えられないと連携を断られる場合がある。）	2	50.0%
回答力所数	4	28.6%

連携が円滑でない理由として、「連携先と日頃から交流がない」や「連携先の業務に関する知識に乏しいため、連絡しづらい」といった回答があります。また、「個人情報の壁」や「情報共有の不足」といった具体的な課題も報告されており、これらが連携を妨げる要因となっています。

④コーディネートする機関の必要性

問 最近、一人の相談者や1つの世帯で複数分野の課題を抱えるため、単独の相談支援機関のみで支援を行うことが困難なケースが増えてきています。このような場合に、複数の関係機関をコーディネートする機関が必要と考えますか。（1つだけ）

	回答件数	割合
必要だ	14	100.0%
必要ない	0	0.0%
回答力所数	14	100.0%

すべての回答者が「必要だ」と答えており、コーディネートする機関の設置が極めて重要視されていることがわかります。この結果からも、現状の支援体制において調整機能が強く求められていることは明らかです。

⑤コーディネートするうえで重要なこと

問 前問で「（コーディネートする機関が）必要だ」を選んだ機関におうかがいします。
 コーディネートするうえで、どのようなことが重要と考えますか。（主なもの2つまで）

	回答件数	割合
適切にコーディネートできる人材	8	57.1%
様々な制度や分野に関する知識	8	57.1%
関係する機関との顔の見える関係	5	35.7%
関係する機関との間で、支援の経過を確実にやりとりするための連絡票	2	14.3%
インターネットなどを活用して情報のやりとりを行う電子システム	3	21.4%
その他	1	7.1%
回答力所数	14	100.0%

「適切にコーディネートできる人材」と「様々な制度や分野に関する知識」が最も多く選ばれており、専門的な人材の確保が重視されています。一方で、「インターネットなどを活用した情報のやりとりを行う電子システム」は比較的少なく、現場では電子的なツールの活用は優先事項として認識されていないことがわかります。

⑥複数分野の課題を抱えるケースへの連携対応の例

問 貴機関でこれまで、複数分野の課題を抱えるケースに対し、関係機関と連携して対応した例があれば、そのケースを教えてください。

	回答件数	割合
親の介護と子育てを同時にしている世帯	0	0.0%
高齢の親と、働いていない子が同居している世帯（いわゆる8050）	4	40.0%
20歳前後で就労できず、生活支援を必要としている人	1	10.0%
障がいの疑いがあるが、手帳の申請や病院の受診を拒否しているために制度の利用ができない人	0	0.0%
ごみ屋敷に暮らす人	2	20.0%
その他（・児童が不登校傾向で保護者からの被虐待ケース。 ・短期入所や受診を勧めるも断るケース。 ・生活保護受給中の親子（親は療育手帳所持）世帯へ対応のケース。）	3	30.0%
回答力所数	10	71.4%

「高齢の親と、働いていない子が同居している世帯（いわゆる8050）」が最も多く挙げられており、複数分野にまたがる課題の一例として注目されています。また、「その他」の回答には、児童虐待や生活保護受給世帯などのケースが含まれており、特定の困難事例への対応が課題として存在しています。

⑦コミュニティソーシャルワーカーの配置状況

問 コミュニティソーシャルワーカー※の配置についてお聞きます。
あなたの機関にコミュニティソーシャルワーカーは配置されていますか。（１つだけ）

	回答件数	割合
配置されている	0	0.0%
配置されていない	14	100.0%
回答力所数	14	100.0%

「配置されていない」がすべての回答を占め、コミュニティソーシャルワーカーが現時点で全く配置されていない状況が明らかになりました。

※ コミュニティソーシャルワーカーとは、地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援（＝コミュニティソーシャルワーク）を行う役割を担う人のことです。

⑧コミュニティソーシャルワーカーの必要性への考え方

問 コミュニティソーシャルワーカーの配置は必要だと思いますか。（１つだけ）

	回答件数	割合
必要だ	11	78.6%
必要ない	1	7.1%
わからない	2	14.3%
回答力所数	14	100.0%

コミュニティソーシャルワーカーが全く配置されていない現況化で、「必要だ」が大多数を占め、配置の必要性は広く認識されています。一方、「必要ない」とする回答は極めて少数にとどまりました。

⑨コミュニティソーシャルワーカーを配置するべきところ

問 前問で「（コミュニティソーシャルワーカーは）必要だ」を選んだ機関におうかがいします。
コミュニティソーシャルワーカーはどこに配置するべきだと思いますか。（主なところ）

	回答件数	割合
市役所	7	63.6%
社会福祉協議会	2	18.2%
社会福祉法人	1	9.1%
地域包括支援センター	1	9.1%
障害者相談支援事業所	0	0.0%
地域子育て支援拠点	0	0.0%
その他（地域単位で包括的な相談機関があると良いかと思う。）	1	9.1%
回答力所数	11	100.0%

「市役所」が最も多く選ばれ、次いで「社会福祉協議会」があげられています。「その他」の回答には、「地域単位で包括的な相談機関があると良い」との具体的な意見もみられ、地域に密着した支援が求められていることが分かります。

⑩コミュニティソーシャルワーカーへ期待する役割

問 今後、コミュニティソーシャルワーカーにはどのような役割を期待しますか。（主なもの3つまで）

	回答件数	割合
制度の狭間にある住民者からの相談への対応（必要なサービスへのつなぎや各種福祉サービスの利用申請支援等を含む）	10	71.4%
事例に応じた関係者間で構成するケース検討会の開催	7	50.0%
住民に対する福祉サービスの利用方法等の情報提供	3	21.4%
住民の地域活動の育成支援	4	28.6%
住民と福祉の専門家との協働の促進	5	35.7%
新たなサービスや仕組みの研究・開発・普及	8	57.1%
その他	0	0.0%
回答力所数	14	100.0%

「制度の狭間にある住民者からの相談への対応」が最も多く選ばれており、サービスの利用申請支援など、相談者を必要な支援に結びつける役割が期待されています。また、「新たなサービスや仕組みの研究・開発・普及」にも多くの期待が寄せられています。

⑪包括的相談支援を充実していくうえで優先的に取り組むべきこと

問 「地域共生社会」では、多様な生活課題に制度等の枠を超えて横断的に対応する相談支援体制が求められますが、新発田市でそうした包括的な相談支援の仕組みを充実していくうえで、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（あてはまるものすべて）

	回答件数	割合
市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする	7	50.0%
より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する	6	42.9%
相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する	9	64.3%
相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する	8	57.1%
課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する	10	71.4%
相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する	2	14.3%
その他	0	0.0%
回答力所数	14	100.0%

「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する」が最も多く選ばれ、相談支援の具体的な充実に対する期待がうかがえます。また、「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」など、より身近な支援の重要性も認識されています。

4 策定関係資料

■新発田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定する「市町村地域福祉計画」（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、広く市民の意見を反映させるため、新発田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 計画の策定及び推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、地域住民代表者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

■新発田市地域福祉計画、新発田市地域福祉活動計画策定委員名簿

(令和7年3月現在)

No.	区 分	所 属 等	氏 名	役職等
1	学識経験者	敬和学園大学	趙 晤衍	教授
2	地域住民代表者	新発田市自治会連合会	佐藤 由雄	理事
3		地域見守り隊 (新発田市給食ボランティアグループ)	澁谷 雅博	副会長
4		新発田阿賀北地区保護司会	瀧澤 佳春	会長
5		新発田市民生委員児童委員連合会	大倉 眞弓	会長
6	福祉・医療関係者	〈福〉のぞみの家福祉会	樺沢 浩	副理事長
7		〈一社〉新発田北蒲原医師会新発田支部	金原 亘	医師
8		地域包括支援センター	堀 さおり	南包括支援センター 管理者
9		子育て支援サークル「なないろ」	板垣 幸子	代表
10	関係行政機関職員	新発田地域振興局健康福祉環境部	皆川 謙二	地域福祉課長

おわりに

この度、すべての新発田市民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、第3期新発田市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画は、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様との意見交換やアンケート調査などを通して、地域のニーズを丁寧に把握し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して策定いたしました。計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました地域住民の皆様、熱心な議論を重ねていただきました策定委員会の皆様、そして関係機関・団体の皆様に心より感謝申し上げます。



近年、地域の福祉課題は年々変化し、少子高齢化や多様な生活環境の変化に対応するためには、行政や福祉関係者だけでなく、地域住民一人ひとりの支え合いが不可欠です。多様な福祉ニーズに対応するために、地域住民、地縁団体や福祉関係団体、企業、ボランティアの皆様、そして行政や社会福祉協議会が協力し合い、連携・協働した「オール新発田」の取り組みが求められています。

計画は策定して終わりではなく、継続的な見直しと改善を重ねることで、より実効性のあるものへと発展させていくことが重要だと考えております。変化する社会情勢や地域住民の福祉ニーズに柔軟に対応し、地域全体で支え合う体制を構築できるよう、当協議会も地域福祉の向上に努めてまいります。また、本計画が地域福祉活動の指針となり、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に役立つことを心から願っております。

今後も、地域福祉のさらなる向上に努めてまいりますとともに、支え合い、助け合う地域づくりに向け、引き続き市民の皆様からのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人新発田市社会福祉協議会

会 長 山口 恵子

新発田市地域福祉計画
新発田市地域福祉活動計画
新発田市成年後見制度利用促進基本計画
新発田市再犯防止推進計画
令和 7 年 3 月

発行・編集

■新発田市

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

TEL : 0254-22-3030

URL : <https://www.city.shibata.lg.jp>

■社会福祉法人新発田市社会福祉協議会

〒957-0054

新発田市本町4丁目16番83号

TEL : 0254-23-1000

URL : <https://www.shibata-shakyo.or.jp>

